

令和 8 年度版

# みんなの市税

わかりやすい市税ガイド



ひょうたん島ひまわり

# みんなの市税

## I N D E X

### 目次

#### 第1章

### 市税と私たち

|                  |   |
|------------------|---|
| ・私たちの生活と税金       | 4 |
| ・佐賀市の予算          | 5 |
| ・市税収入の内訳         | 6 |
| ・市税10,000円のつかいみち | 7 |

#### 第2章

### 市税のあらまし

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ・市税の種類                                  | 9  |
| ・市税の概要                                  | 10 |
| 個人市民税／法人市民税／固定資産税・都市計画税／軽自動車税／市たばこ税／入湯税 |    |
| ・市民税                                    | 15 |
| 個人市民税／法人市民税                             |    |
| ・固定資産税                                  | 50 |
| ・都市計画税                                  | 72 |
| ・軽自動車税                                  | 77 |
| ・市たばこ税                                  | 83 |

#### 第3章

### 市税の納付など

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ・納税のご案内                               | 85 |
| 納税のしくみ／市税を納めるには／自主納税と滞納処分／市税の猶予制度について |    |
| ・市税に関する不服申立て                          | 94 |

#### 第4章

### 税の窓口

|                |     |
|----------------|-----|
| ・市税の証明         | 96  |
| ・国税の種類         | 100 |
| ・県税の種類         | 101 |
| ・市税に関するお問い合わせは | 102 |
| ・佐賀税務署からのお知らせ  | 103 |
| ・国税の申告・納税の期限   | 104 |



check

自分で試してみるチェックコーナー

|                     |    |
|---------------------|----|
| 個人市・県民税がかかる人、かからない人 | 17 |
| 個人市・県民税の申告をしていただく人  | 38 |
| 固定資産税がかかる人、かからない人   | 73 |

## Question

## & Answer

ご質問にお答えします。

### 個人市民税

|                           |    |
|---------------------------|----|
| Q 収入がない場合の申告は？            | 38 |
| Q 市・県民税と所得税の違いは？          | 43 |
| Q 退職した後の市・県民税は？           | 44 |
| Q 退職した翌年に納税通知書が2度きましたか？   | 44 |
| Q 年の途中で引っ越した場合の市・県民税は？    | 45 |
| Q 妻がパートで働いた場合の市・県民税は？     | 45 |
| Q 死亡した場合の市・県民税は？          | 46 |
| Q ひとり親家庭の者が受けられる制度はありますか？ | 46 |

### 固定資産税

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| Q 建物を新築や増築したときの届出は必要ですか？             | 73 |
| Q 建物を全部取り壊したとき、又は一部取り壊したときの届出は必要ですか？ | 73 |
| Q 売買した土地・家屋の固定資産税は？                  | 74 |
| Q 土地の固定資産税が毎年上がるのは？                  | 74 |
| Q 固定資産税が急に高くなったのは？                   | 75 |
| Q 家屋は古くなっているのに固定資産税が下がらないのは？         | 76 |

### 軽自動車税

|                      |    |
|----------------------|----|
| Q 年度途中で廃車した場合の税金は？   | 82 |
| Q 盗難にあった場合の手続きは？     | 82 |
| Q 佐賀市に転入してきた場合の手続きは？ | 82 |

### 市税の納付

|                        |    |
|------------------------|----|
| Q 市税を誤って納めすぎたときは？      | 93 |
| Q 残高不足で振替されなかったときは？    | 93 |
| Q 金融機関や口座名義人を変更したい場合は？ | 93 |
| Q 日中に市役所に行けない場合は？      | 93 |

### 市税の証明

|                |    |
|----------------|----|
| Q 所得証明はどこで取るの？ | 99 |
|----------------|----|

# 第 1 章

## 市税と私たち



ライトファンタジー

- 私たちの生活と税金
- 佐賀市の予算
- 市税収入の内訳
- 市税10,000円のつかいみち

# 私たちの生活と税金

## 税金は社会生活をしていくための負担金

人が集まり、一定の決まりのもとに協力しあって共同の生活をいとなむことを社会といいます。

社会の中で協力しあえば、一人でできないこともできるようになります。

このため、人は、昔からよりよい社会を作り続ける努力をしてきました。

国や地方公共団体（都道府県や市区町村）も社会を構成する団体として、私たちの生活を守り、豊かなものにするため存在し、さまざまな仕事を行っています。

国は、外交・司法・産業・経済など国全体にかかわる仕事を、地方公共団体は、福祉・教育・保健衛生・上下水道・警察・消防など毎日の生活に直接かかわる仕事を、それぞれ分担して行っています。

このような『公共の仕事』は、私たちが社会の中で生活していく上では必要不可欠なものです。この『公共の仕事』を行うためには、お金が必要となります。

このため、このお金を、社会を構成している人から一定の条件のもとに負担してもらうように決められたものが税金です。

## 税金は法律によって決められたもの

税金は、社会を構成している人に負担してもらうものですが、負担したくないので負担しないとか、お世話になっているのでたくさん負担するなど、個人の意思によって決められるものではありません。

このため、国や地方公共団体が各自の状況に応じて公平に税金を課すためには、必ず法律や条例の定めが必要であるとされています。このことを『租税法律主義』といいます。

この法律や条例には、税金を課すための具体的な条件などが定められており、その内容を『第2章 市税のあらまし』で説明しています。

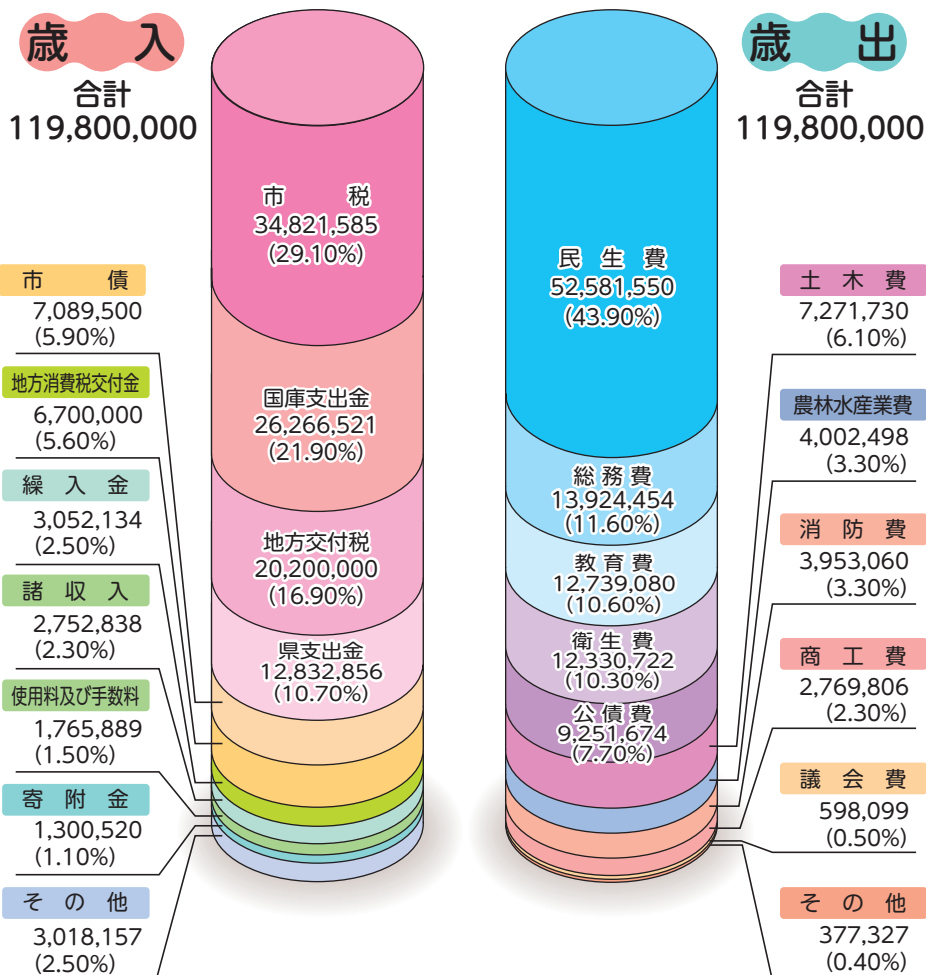
# 佐賀市の予算

## 一般会計の内訳

令和8年度当初予算のうち、一般会計の内訳は次のようになっています。

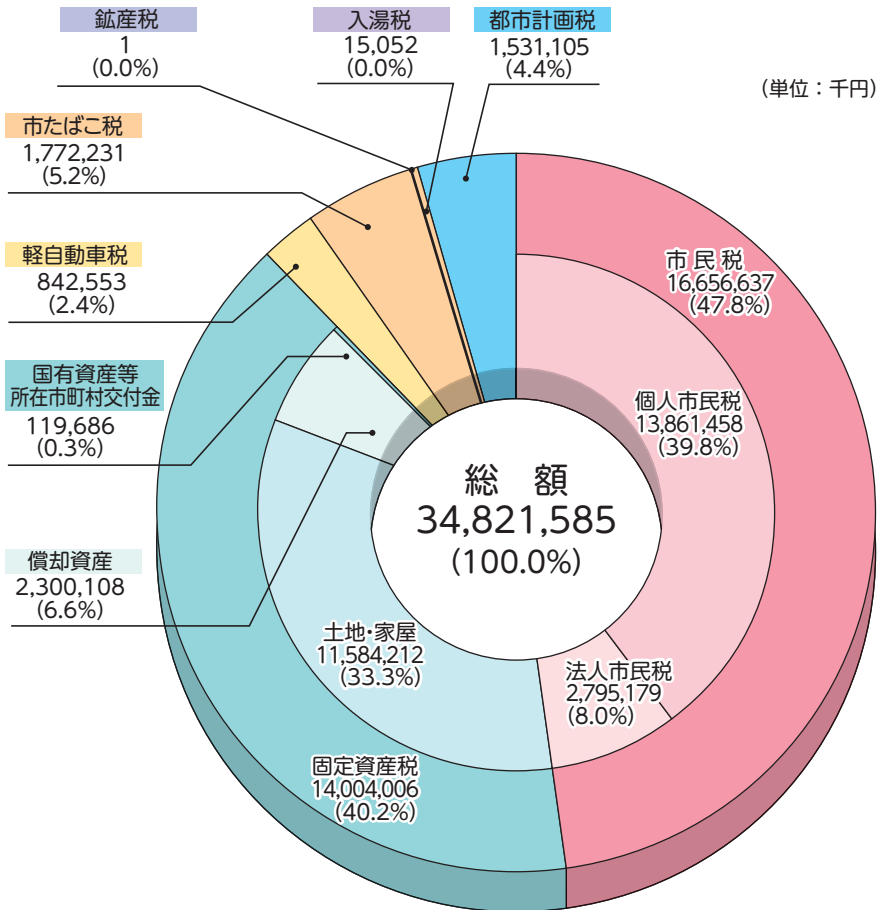
歳入の中で、29.1%を市税収入が占め、市が行っている事業の大切な財源となっています。

(単位：千円)



# 市税収入の内訳

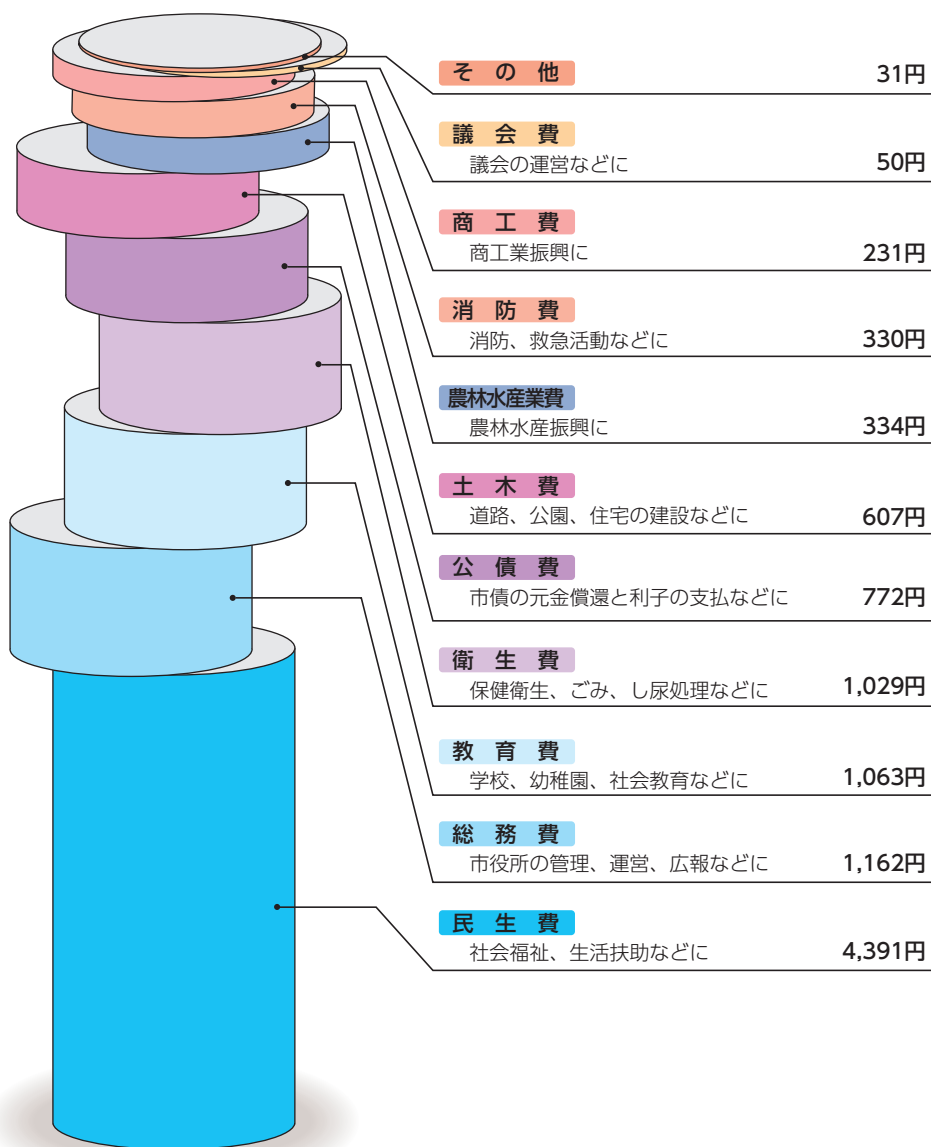
令和8年度当初予算額で見ると市税収入のうち、市民税、固定資産税が全体の88.0%となり、大半を占めています。



## 国有資産等所在市町村交付金とは

地方税で固定資産税を課することができないとされている国および地方公共団体が所有する固定資産のうち、所有者以外の者が使用する固定資産などに対して交付されるものです。

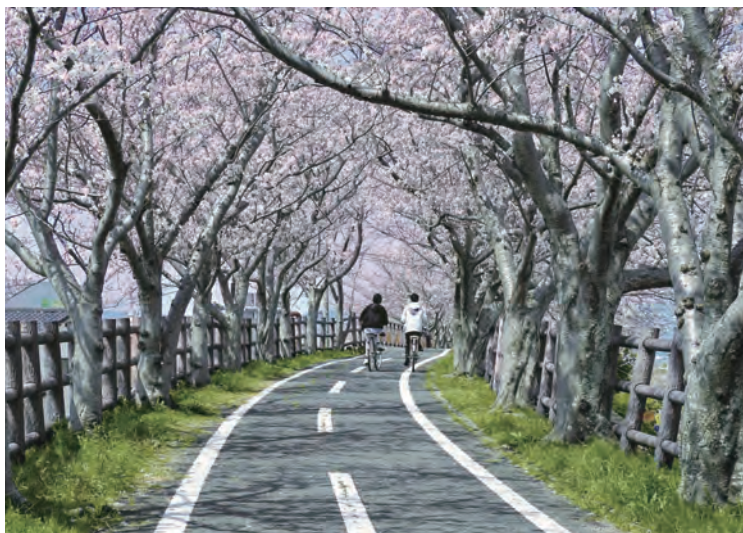
# 市税10,000円のつかいみち



※令和8年度当初予算の予算額の割合によって求めました

# 第2章

## 市税のあらまし



徐福サイクルロード

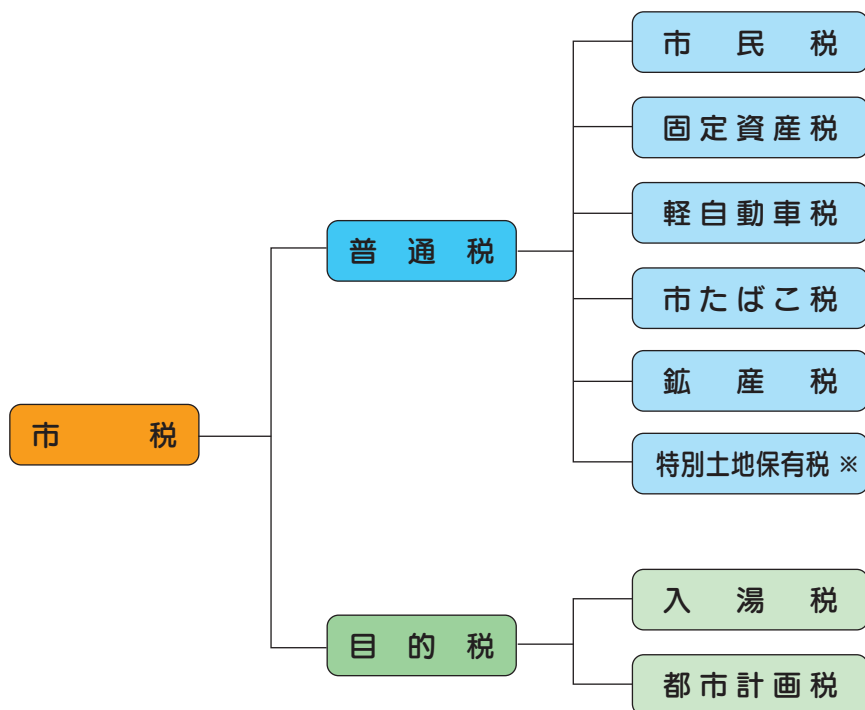
- 市税の種類
- 市税の概要
- 市民税
- 固定資産税
- 都市計画税
- 軽自動車税
- 市たばこ税

# 市税の種類

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税は、大きく分けて**普通税**と**目的税**に分けることができ、大部分が**普通税**です。

**普通税とは** どのような事業の経費にもあてることができる税金です。

**目的税とは** 特定の目的または事業に必要な経費にあてよう定められている税金です。



※平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施していません

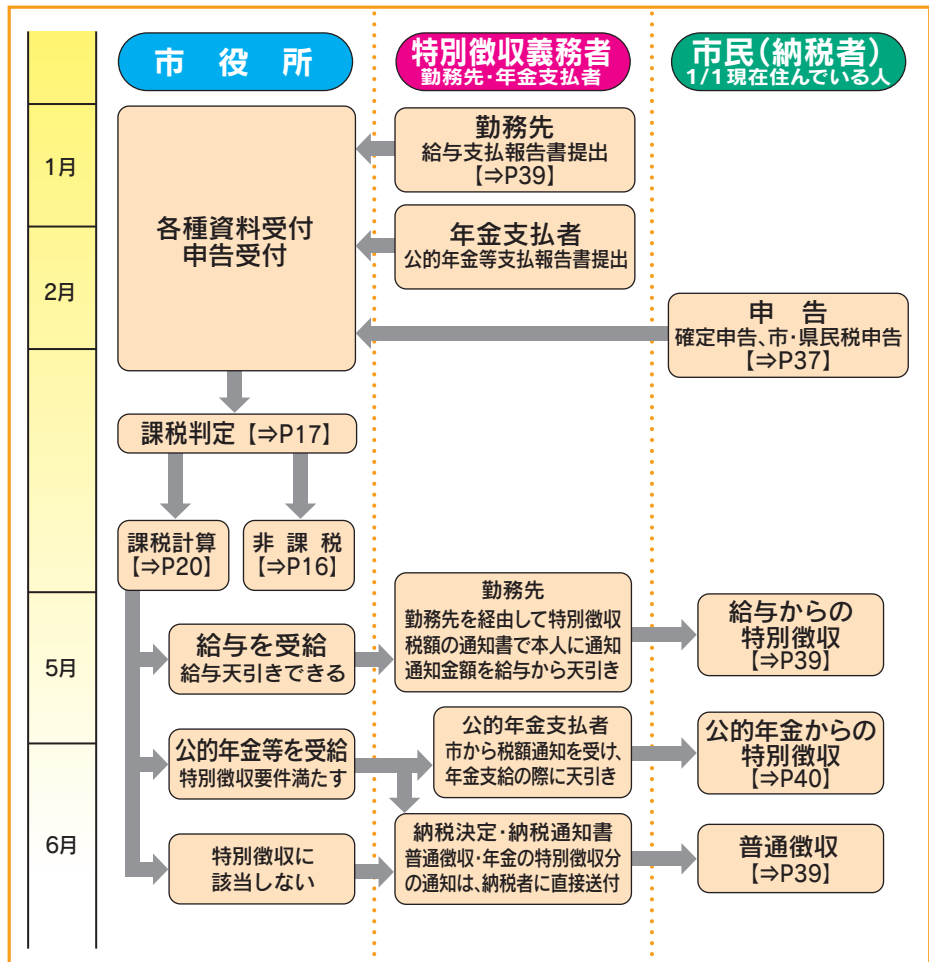
# 市税の概要

## 市民税〈個人市民税〉

【くわしくはP15～46】

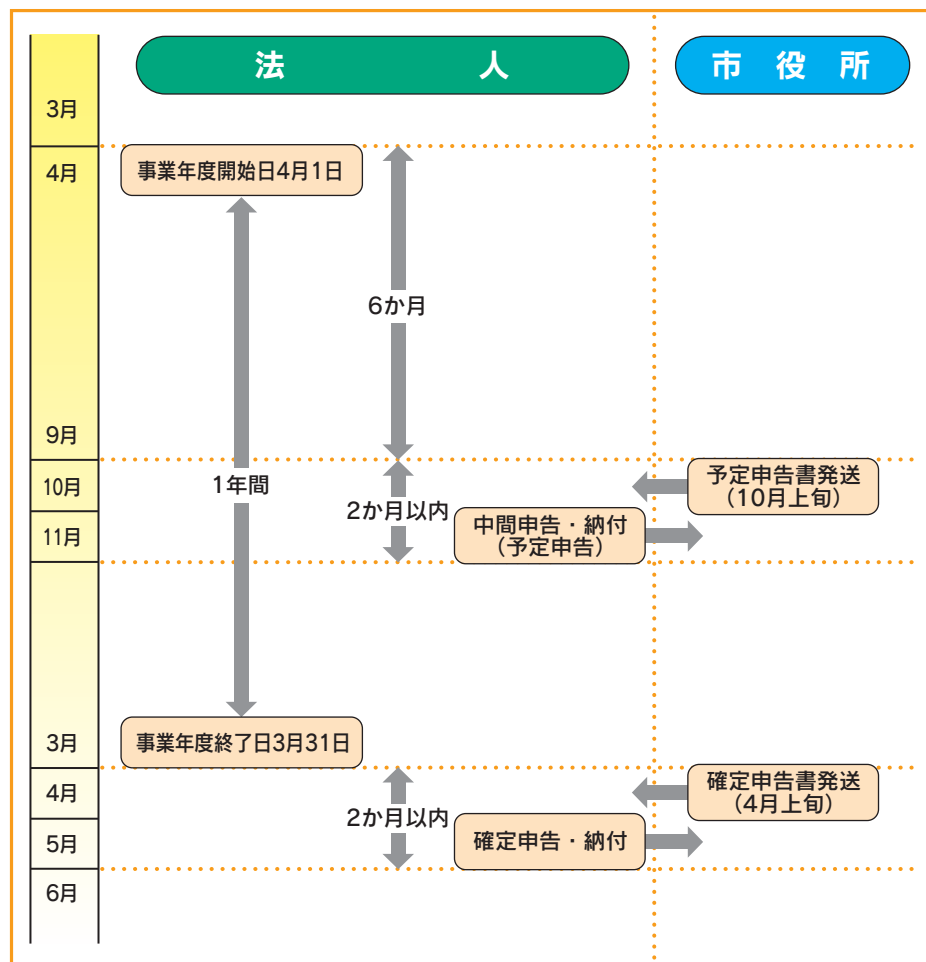
**個人市民税**は、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得にもとづき、**1月1日**に住所のある市町村で個人県民税と一緒に課税されます。

### 個人市民税のしくみ



**法人市民税**は、法人が事務所または事業所等のある市町村に対して、自らその事業年度中の税額を計算して申告・納付する税です。

## 法人市民税の申告について（事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合）



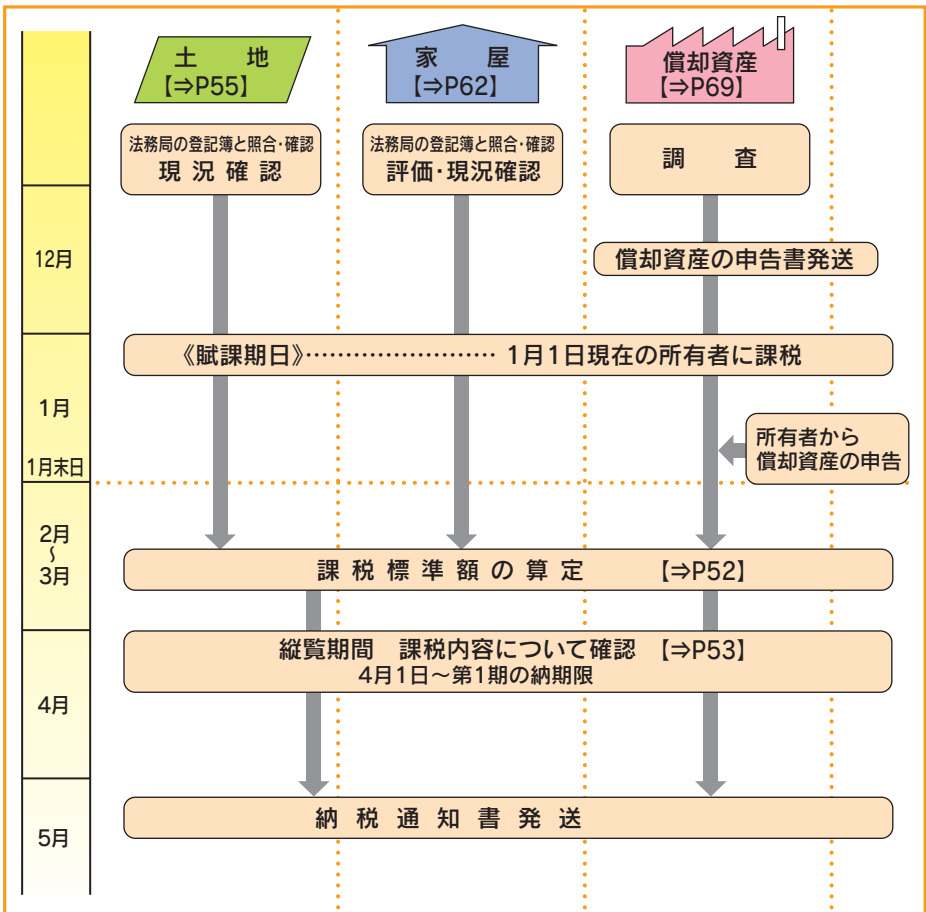
## 固定資産税・都市計画税

【くわしくはP50～76】

**固定資産税**は、毎年**1月1日（賦課期日）**現在で**土地・家屋・償却資産**を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

**都市計画税**は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用にあてるために設けられた目的税で、**市街化区域内にある土地・家屋**が対象となり、固定資産税と一緒に納めていただく税金です。

### 固定資産税・都市計画税のしくみ



## 軽自動車税

【くわしくはP74～80】 ●

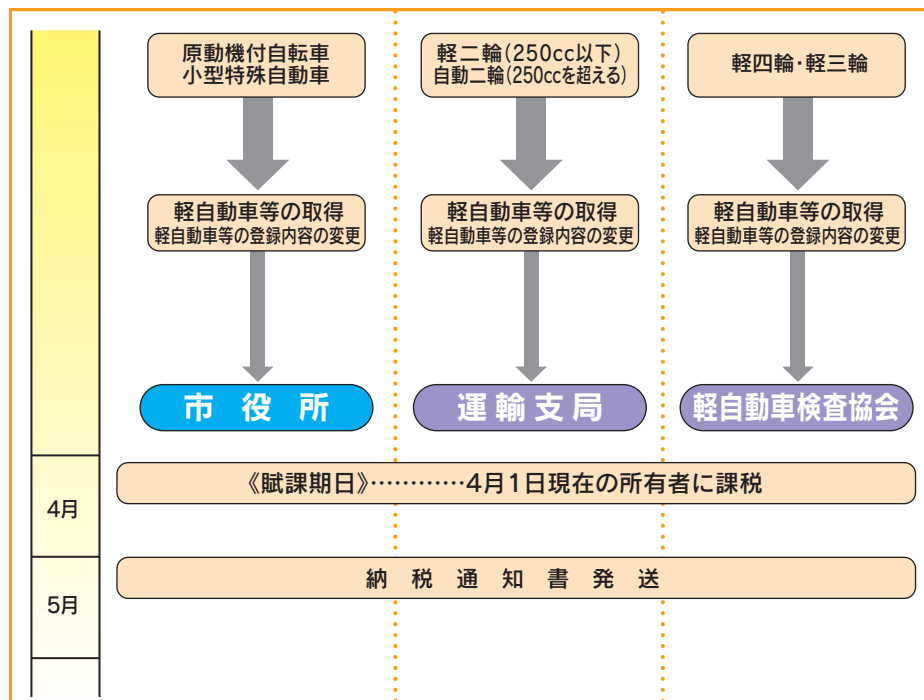
### 軽自動車税(種別割)

4月1日現在で軽自動車等を所有している人に課税される税です。

### 軽自動車税(環境性能割)

自動車の燃費性能などに応じて、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価額50万円を超えるもの)に対して課税される税です。

### 軽自動車税(種別割)のしくみ



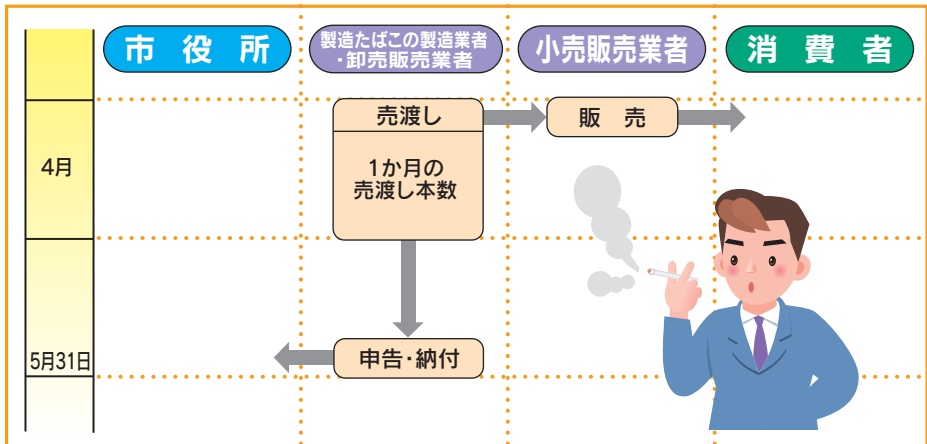
## 市たばこ税

【くわしくはP81】●

**市たばこ税**は、製造たばこの製造者や卸売販売業者などが、市内の小売販売業者へその月に売り渡したたばこの本数に税率をかけて算出した税額を、翌月末までに申告・納付する税です。

たばこの小売価格の中にはたばこ税が含まれていますので、実際にたばこを買う人が間接的に税金を納めていることになります。

### 市たばこ税のしくみ（1か月の例）



## 入湯税

**入湯税**は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるため、鉱泉浴場の入湯客に課税される目的税です。

### 納める額

宿泊する人 1人1泊につき150円

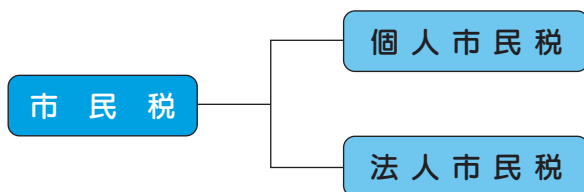
### 納税の方法

鉱泉浴場の経営者など（特別徴収義務者）が入湯客から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月15日までに市役所に申告して納めます。

# 市 民 税

**市民税**は、**県民税**とあわせて**市・県民税**（または**住民税**）とよばれ、市が市民の皆さんの日常生活に直接結びついたりいろいろな業務を行うために、必要な経費を市民の皆さんに広く分担しあっていただくという性格をもっています。

市民税には、個人が負担する**個人市民税**と法人が負担する**法人市民税**とがあります。



## 個人市民税

**個人市民税**は、**1月1日**に住所のある市町村で**個人県民税**と一緒に課税されます。個人市・県民税は均等に負担していただく**均等割**【⇒P20】と、前年中の所得に応じて負担していただく**所得割**【⇒P20】があります。

### 1. 個人市民税がかかる人(納税義務者)

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

| 納 税 義 務 者                     | 納めるべき税金 |       |
|-------------------------------|---------|-------|
|                               | 均 等 割   | 所 得 割 |
| 市内に住所のある個人                    | ○       | ○     |
| 市内に事務所・事業所または家屋敷を有するが、住所はない個人 | ○       |       |

#### 【注意】

市内に住所があるか、または事務所などがあるかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

## 2. 個人市民税がかからない人(非課税該当者)

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 均等割も所得割もかからない人<br>(非課税) | <p>○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人</p> <p>○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人</p> <p>○前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計配偶者、扶養親族がいらない人 415,000円</li> <li>・同一生計配偶者または扶養親族がいる人<br/> <math>315,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 100,000円 + 189,000円</math> </li> </ul> |
| 所得割がかからない人              | <p>○前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計配偶者、扶養親族がいらない人 450,000円</li> <li>・同一生計配偶者または扶養親族がいる人<br/> <math>350,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 100,000円 + 320,000円</math> </li> </ul> <p>○所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人</p>                                           |

※同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である人

※総所得金額：給与所得、事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得、雑所得、利子所得及び総合譲渡所得の金額の合計額（ただし、利子所得のうち、県民税利子割の課税対象となるものは含まれない）

※合計所得金額：純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地・建物の譲渡所得金額（特別控除前）、上場株式等に係る配当所得の金額（損失繰越控除前）、株式等の譲渡所得等の金額（損失繰越控除前）、先物取引に係る雑所得等の金額（損失繰越控除前）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額（ただし、退職所得金額は分離課税の対象となるものは含まれない）

※総所得金額等の合計額：合計所得金額に純損失、雑損失の繰越控除等を適用して計算した金額

### ◎均等割、所得割の非課税基準

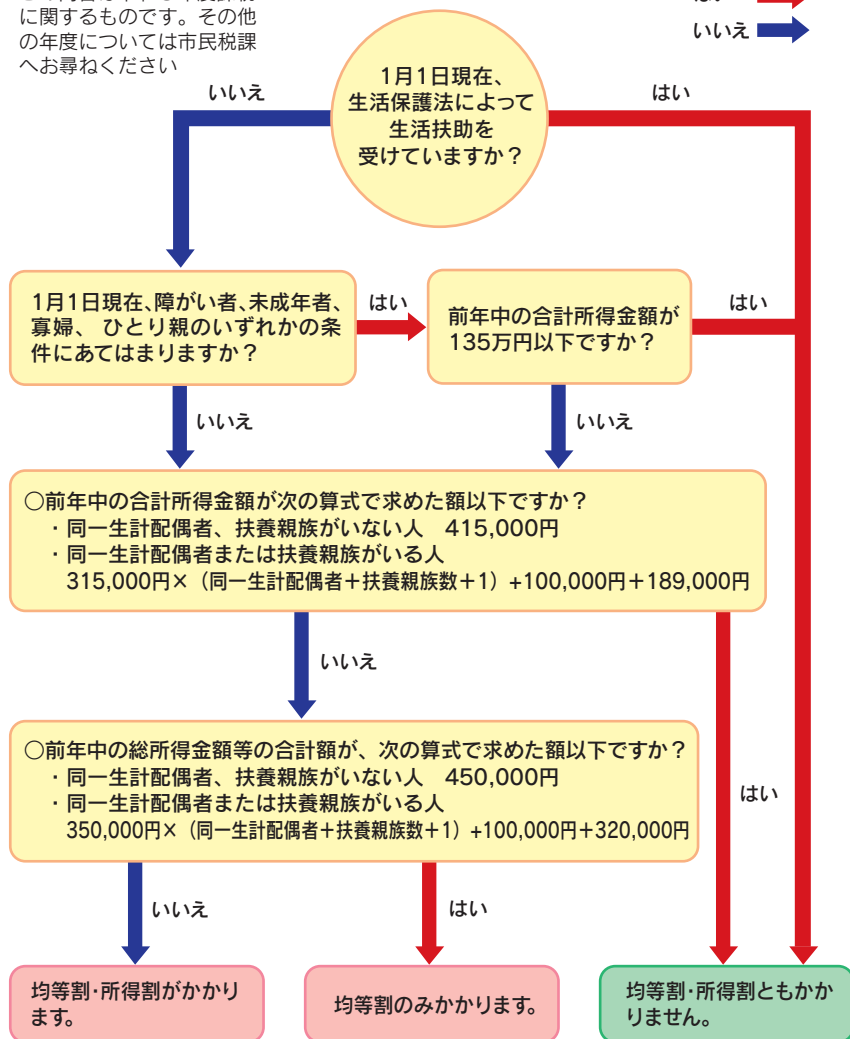
| 扶 養 | 均 等 割 (合計所得金額) | 所 得 割 (総所得金額等の合計額) |
|-----|----------------|--------------------|
| 0人  | 415,000円以下     | 450,000円以下         |
| 1人  | 919,000円 //    | 1,120,000円 //      |
| 2人  | 1,234,000円 //  | 1,470,000円 //      |
| 3人  | 1,549,000円 //  | 1,820,000円 //      |
| 4人  | 1,864,000円 //  | 2,170,000円 //      |
| 5人  | 2,179,000円 //  | 2,520,000円 //      |
| 6人  | 2,494,000円 //  | 2,870,000円 //      |
| 7人  | 2,809,000円 //  | 3,220,000円 //      |
| 8人  | 3,124,000円 //  | 3,570,000円 //      |
| 9人  | 3,439,000円 //  | 3,920,000円 //      |
| 10人 | 3,754,000円 //  | 4,270,000円 //      |

## 個人市・県民税がかかる人、かからない人

次の設問に答えて、あなたは佐賀市でどのような個人市・県民税がかかるかみてみましょう。

※この内容は令和8年度課税に関するものです。その他の年度については市民税課へお尋ねください

はい →  
いいえ →



### 3. 今年度(令和8年度)から適用される主な改正点

#### 1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。  
(給与の収入金額 190 万円超の方は、給与所得控除額に改正はありません)

| 給与の収入金額         | 改正前給与所得控除額         | 改正後給与所得控除額 |
|-----------------|--------------------|------------|
| 162万5千円以下       | 55万円               | 65万円       |
| 162万5千円超180万円以下 | 給与等の収入金額×40%－10万円  |            |
| 180万円超190万円以下   | 給与等の収入金額×30%＋8万円   |            |
| 190万円超360万円以下   |                    |            |
| 360万円超660万円以下   | 給与等の収入金額×20%＋44万円  | 改正なし       |
| 660万円超850万円以下   | 給与等の収入金額×10%＋110万円 |            |
| 850万円超          | 195万円(上限)          |            |

#### 2 各種所得控除等の所得要件の引き上げ

配偶者控除や扶養控除など、各種控除の適用を受ける場合における所得要件が引き上げられました。

| 扶養親族等の区分        | 所得要件(※)<br>(収入が給与のみの場合の収入金額) |                     |
|-----------------|------------------------------|---------------------|
|                 | 改正前                          | 改正後                 |
| 扶養親族            | 48万円以下<br>(103万円以下)          | 58万円以下<br>(123万円以下) |
| 同一生計配偶者         |                              |                     |
| ひとり親の生計を一にする子   |                              |                     |
| 雑損控除の適用を認められる親族 |                              |                     |
| 勤労学生            | 75万円以下<br>(130万円以下)          | 85万円以下<br>(150万円以下) |

(※)合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額)の要件をいいます  
合計所得金額とは、純損失、雑損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、特別控除前の分離課税所得等の合計額です  
総所得金額等の合計額とは、合計所得金額に純損失、雑損失の繰越控除等を適用して計算した金額です

#### 3 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く。)を有する場合に、当該親族等の所得に応じて以下の金額を控除することができる特定親族特別控除が創設されました。

| 特定親族の合計所得金額   | 特定親族特別控除額 |
|---------------|-----------|
| 58万円超95万円以下   | 45万円      |
| 95万円超100万円以下  | 41万円      |
| 100万円超105万円以下 | 31万円      |
| 105万円超110万円以下 | 21万円      |
| 110万円超115万円以下 | 11万円      |
| 115万円超120万円以下 | 6万円       |
| 120万円超123万円以下 | 3万円       |

(注)合計所得が58万円を超えるため、税法上の扶養親族には該当しません。そのため非課税の判定等における「扶養親族数」には含まれません。

#### 4 家内労働者等における事業所得等の所得計算の特例の見直し

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等における事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

#### 5 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)上限額の算定方法の見直し

所得税における基礎控除の引き上げに伴い、市・県民税における住宅借入金等特別税額控除の上限額が見直され、以下の①②どちらか低い額となります。(令和7年12月31日までに入居した場合に限る)



| 改正前                                       | 改正後                                                                           |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 | ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額                                     |
| ② 所得税の課税総所得金額等の5%(控除限度額97,500円)           | ② 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)(※)の5%(控除限度額97,500円)<br>(※)0円未満の場合は0円となります |

(注)ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」としてください。



#### 6 ふるさと納税に係る特例控除額の算定方法の見直し

所得税における基礎控除の引き上げに伴い、都道府県、市町村又は特別区への寄附金(ふるさと納税)に係る特例控除額が見直されました。

| 寄附金控除額(ふるさと納税)の算定方法                                                                                                         |                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\% + (\text{寄附金額} - 2,000) \times \text{下表の割合}$ <p>(注)下線部(特例控除)は、市・県民税の調整控除後の所得割の2割が限度。</p> |                                                                                                                     |
| 改正前                                                                                                                         | 改正後                                                                                                                 |
| 課税総所得金額 - 人的控除の差の合計 = A                                                                                                     | $\text{課税総所得金額} - \text{人的控除の差の合計} - \underline{(\text{所得税の基礎控除額} - 48\text{万円})(※)} = A$ <p>(※)0円未満の場合は0円となります</p> |
| A ≥ 0円 のとき    A の金額                                                                                                         | 割合                                                                                                                  |
| 195万円以下                                                                                                                     | 84.895%                                                                                                             |
| 195万円超 ～ 330万円以下                                                                                                            | 79.79%                                                                                                              |
| 330万円超 ～ 695万円以下                                                                                                            | 69.58%                                                                                                              |
| 695万円超 ～ 900万円以下                                                                                                            | 66.517%                                                                                                             |
| 900万円超 ～ 1,800万円以下                                                                                                          | 56.307%                                                                                                             |
| 1,800万円超 ～ 4,000万円以下                                                                                                        | 49.16%                                                                                                              |
| 4,000万円超 ～                                                                                                                  | 44.055%                                                                                                             |

(注1) Aの値が0円未満になる方は、地方税法で定める割合になります。詳しくは市民税課にお尋ねください。

(注2) 寄附金控除額は、総所得金額等の30%が限度額となります。

## 4. 税額の計算

個人市・県民税は均等割と所得割、森林環境税（国税）の合計です。

$$\text{個人市・県民税額} = \text{1 均等割額} + \text{2 所得割額} + \text{3 森林環境税(国税)}【\Rightarrow\text{P31}】$$

### 1 均 等 割

均等割は市民の皆さんに広く負担していただくもので、次のように定められています。

均等割の額

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 市民税(年額) | 3,000円                 |
| 県民税(年額) | 1,500円(内、佐賀県森林環境税500円) |

※佐賀県森林環境税(県民税)は、平成20年度から導入され、令和9年度まで延長されています。

### 2 所 得 割

所得割は前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得をもとに次のような順序で計算されます。

$$\text{①所得金額} - \text{②所得控除} = \text{③課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{④税率} - \text{⑤税額控除} - \text{⑥その他の控除} = \text{所得割額}$$

①所得金額：収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額【⇒P21】

②所得控除：配偶者や扶養をしている親族がある人など個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額【⇒P23】

③課税標準額：税額を算出するうえで基準となる金額【⇒P27】

④税率：市民税6%・県民税4%【⇒P27】  
※分離所得の税率は個別に規定されています【⇒P34】

⑤税額控除：調整控除のほか、寄附金や配当所得などのある人が受けられる控除【⇒P27】

⑥その他の控除：配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除【⇒P31】

## ① 所得金額

所得金額は、一般に収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

所得の種類

| 所得の種類 |                  |                           | 所得金額の計算方法                                                                     |
|-------|------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 総合課税  | 給与所得             | 給与、賃金、賞与など                | 収入金額－給与所得控除額【⇒P22】                                                            |
|       | 事業所得<br>(営業等、農業) | 事業をしている場合に生じる所得           | 収入金額－必要経費                                                                     |
|       | 不動産所得            | 地代、家賃など                   | 収入金額－必要経費                                                                     |
|       | 配当所得             | 株式や出資の配当など                | 収入金額－株式などの元本を取得するために要した負債の利子                                                  |
|       | 一時所得             | 賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金など  | 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)<br>※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2になります。                  |
|       | 雑所得              | 公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得 | 次の①と②を合計した金額<br>①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額【⇒P22】<br>②①以外の雑所得の収入金額－必要経費              |
|       | 利子所得             | 公債、社債、預貯金などの利子            | 収入金額                                                                          |
| 分離課税  | 譲渡所得             | 土地、建物以外の資産の譲渡             | 収入金額－(資産の取得費＋譲渡の経費)－特別控除額(最高50万円)<br>※長期譲渡所得の総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得金額の1/2になります。 |
|       | 譲渡所得             | 土地、建物などの資産の譲渡             | 収入金額－(資産の取得費＋譲渡の経費)－特別控除額【⇒P34】                                               |
|       |                  | 株式等有価証券の譲渡                | 収入金額－(株式等の取得費＋譲渡の経費＋借入金の利子)                                                   |
|       | 上場株式等に係る配当所得等    | 上場株式等の配当等                 | 収入金額－株式などの元本を取得するために要した負債の利子                                                  |
|       | 商品先物取引に係る雑所得等    | 金、大豆などの先物取引から生じる所得        | 収入金額－必要経費                                                                     |
|       | 退職所得             | 退職金、退職手当など                | (収入金額－退職所得控除額【⇒P36】)×1/2                                                      |
|       | 山林所得             | 山林(立木)を売った場合に生じる所得        | 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)                                                       |

## ●非課税所得

下記のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税とされ、個人市・県民税の課税の対象にはなりません。

### 代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、一定額の通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業給付
- ・ 災害支援金、災害見舞金

## ●給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。ただし、2か所以上から給与の支払を受けた場合は、合計した金額を収入金額として計算します。

### 給与所得額の速算表

| 収 入 金 額                | 所 得 金 額                                                     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1円～ 650,999円           | 0円                                                          |
| 651,000円～ 1,899,999円   | 収入金額－650,000円                                               |
| 1,900,000円～ 3,599,999円 | 収入金額÷4<br>ただし千円未満切り捨て<br>(算出金額:A) $A \times 2.8 - 80,000$ 円 |
| 3,600,000円～ 6,599,999円 | $A \times 3.2 - 440,000$ 円                                  |
| 6,600,000円～ 8,499,999円 | 収入金額×90%－1,100,000円                                         |
| 8,500,000円～            | 収入金額－1,950,000円                                             |

(小数点以下切り捨て)

## ●公的年金等の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得となります。公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

### 公的年金等所得額の速算表

#### 65歳未満

| 年金収入金額 (A)           | 年金所得金額 (雑所得)                  |                               |                               |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                      | 公的年金等以外の所得にかかる合計所得金額          |                               |                               |
|                      | 1,000万円以下                     | 1,000万円超～2,000万円以下            | 2,000万円超                      |
| 1～1,299,999円         | $A - 600,000$ 円               | $A - 500,000$ 円               | $A - 400,000$ 円               |
| 1,300,000～4,099,999円 | $A \times 0.75 - 275,000$ 円   | $A \times 0.75 - 175,000$ 円   | $A \times 0.75 - 75,000$ 円    |
| 4,100,000～7,699,999円 | $A \times 0.85 - 685,000$ 円   | $A \times 0.85 - 585,000$ 円   | $A \times 0.85 - 485,000$ 円   |
| 7,700,000～9,999,999円 | $A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 | $A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 | $A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 |
| 10,000,000円～         | $A - 1,955,000$ 円             | $A - 1,855,000$ 円             | $A - 1,755,000$ 円             |

#### 65歳以上

| 年金収入金額 (A)           | 年金所得金額 (雑所得)                  |                               |                               |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                      | 公的年金等以外の所得にかかる合計所得金額          |                               |                               |
|                      | 1,000万円以下                     | 1,000万円超～2,000万円以下            | 2,000万円超                      |
| 1～3,299,999円         | $A - 1,100,000$ 円             | $A - 1,000,000$ 円             | $A - 900,000$ 円               |
| 3,300,000～4,099,999円 | $A \times 0.75 - 275,000$ 円   | $A \times 0.75 - 175,000$ 円   | $A \times 0.75 - 75,000$ 円    |
| 4,100,000～7,699,999円 | $A \times 0.85 - 685,000$ 円   | $A \times 0.85 - 585,000$ 円   | $A \times 0.85 - 485,000$ 円   |
| 7,700,000～9,999,999円 | $A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 | $A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 | $A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 |
| 10,000,000円～         | $A - 1,955,000$ 円             | $A - 1,855,000$ 円             | $A - 1,755,000$ 円             |

※65歳未満・65歳以上とは賦課期日(1月1日時点)での年齢です

## ●所得金額調整控除

- ・ 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から、以下の算式で求めた金額を控除します。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- (3) 23歳未満の扶養親族を有する

※ただし扶養控除と異なり、複数の納税義務者の扶養親族に該当する者がいる場合、いずれか一人の扶養親族とはみなされず、いずれも所得金額調整控除を適用できます

**所得金額調整控除額** = (給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10% (最大15万円)

- ・ 給与所得の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の双方があり、その合計金額が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の算式で求めた金額を控除します。

**所得金額調整控除額** = 給与所得金額(上限10万円) + 年金所得金額(上限10万円) - 10万円

## ②所得控除

所得控除は、納税義務者の個々の事情(扶養する親族の有無や病気等による出費の大小等)に応じて税負担が軽減されるように設けられたものです。

税額計算の過程で、申告に基づき控除要件に該当するものについては、所得金額から所定の控除額を差し引くこととなっています。

※この項にある「総所得金額等の合計額」、「合計所得金額」についてはP16参照

### ●雑損控除

前年中に、災害、盗難、横領などによって、本人又は生計を同じくする配偶者その他の親族の生活用資産などに損害を受けたとき(その災害によってやむをえない支出をした場合を含む。)

【控除額】 次のうち、いずれか多い方の金額

- (1) (損害の金額 - 保険金等で補填された金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)
- (2) (損害の金額 - 保険金等で補填された金額)のうち災害関連支出の金額 - 5万円

### ●医療費控除

前年中に、本人又は本人と生計を同じくする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるとき

【控除額】 (控除限度額200万円)

(支払った医療費の金額 - 保険金等で補填された金額) - [※総所得金額等の合計額 × 5%]

※ [ ]内が10万円を超える場合は10万円

### ●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

特定一般用医薬品等(スイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った場合にも医療費控除を受けることができます。

※従来の医療費控除と併せて受けることはできません

【控除額】 (控除限度額88,000円)

(支払った医療費の金額 - 保険金等で補填された金額) - 12,000円

## ●社会保険料控除

前年中に、本人又は本人と生計を同じくする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険、国民年金、介護保険等の保険料など）を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

## ●小規模企業共済等掛金控除

前年中に、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金（本人分のみ）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

## ●生命保険料控除

前年中に、一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払ったとき

【控除額】 全体の適用限度額 70,000円

○新契約（平成24年1月1日以降の契約）

| 年間の支払保険料等         | 控除額                |
|-------------------|--------------------|
| 12,000円以下         | 支払保険料等の全額          |
| 12,000円超32,000円以下 | 支払保険料等×1/2+6,000円  |
| 32,000円超56,000円以下 | 支払保険料等×1/4+14,000円 |
| 56,000円超          | 一律28,000円          |

○旧契約（平成23年12月31日以前の契約）

| 年間の支払保険料等         | 控除額                |
|-------------------|--------------------|
| 15,000円以下         | 支払保険料等の全額          |
| 15,000円超40,000円以下 | 支払保険料等×1/2+7,500円  |
| 40,000円超70,000円以下 | 支払保険料等×1/4+17,500円 |
| 70,000円超          | 一律35,000円          |

## ●地震保険料控除

前年中に、地震保険料や旧長期損害保険料（満期返戻金があり、保険・共済期間が10年以上のもので、平成18年12月末までに締結したもの）を支払ったとき

【控除額】

地震保険料と旧長期損害保険料の支払額をそれぞれ下の式にあてはめて算出した控除額の合計額（ただし、地震保険料・旧長期損害保険料合計で最高25,000円）

|          | 支払った保険料等の金額    | 控除額          |
|----------|----------------|--------------|
| 地震保険料    | 1円～50,000円     | 支払額÷2        |
|          | 50,001円～       | 25,000円      |
| 旧長期損害保険料 | 1円～5,000円      | 支払額の全額       |
|          | 5,001円～15,000円 | 支払額÷2+2,500円 |
|          | 15,001円～       | 10,000円      |

## ●障害者控除

本人又はその同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の方も含む)が障がい者であるとき

【控除額】 1人につき26万円(ただし、※特別障害者は30万円)

同一生計配偶者及び扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算

※特別障害者…療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級又は2級の人など

## ●寡婦控除

本人が次のいずれかに該当するとき

- (1) 前年中の合計所得金額が500万円以下で夫と死別し、又は離婚した後再婚していない女性(夫が生死不明の場合も含む)で、子以外の扶養親族(※)がいる場合  
※他の人の同一生計配偶者又は扶養親族の場合を除きます
- (2) 夫と死別した後再婚していない女性(夫が生死不明の場合も含む)で合計所得金額が500万円以下である場合

【控除額】 26万円

## ●ひとり親控除

前年中の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻をしておらず、生計を同じくする子(※)がいる場合

※総所得金額等の合計額が58万円以下の方(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族の場合を除きます)

【控除額】 30万円

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です

## ●勤労学生控除

勤労による所得がある学生で、合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労以外の所得金額が10万円以下のとき

【控除額】 26万円

## ●配偶者控除

生計を同じくする配偶者の合計所得金額が58万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、事業専従者でないとき

【控除額】

| 本人の合計所得金額       | 控除額     |                                 |
|-----------------|---------|---------------------------------|
|                 | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者<br>(前年12月31日現在で70歳以上) |
| 900万円以下         | 33万円    | 38万円                            |
| 900万円超950万円以下   | 22万円    | 26万円                            |
| 950万円超1,000万円以下 | 11万円    | 13万円                            |
| 1,000万円超        | 控除なし    |                                 |

## ●配偶者特別控除

生計を同じくする配偶者がいるとき、次の要件を満たす場合に、配偶者特別控除が受けられます。

- ・本人の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ・配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下であること。
- ・配偶者が、青色事業専従者、事業専従者、他の人の扶養親族でないこと。

### 【控除額】

| 配偶者の合計所得金額    | 本人の合計所得金額 |        |          |
|---------------|-----------|--------|----------|
|               | ～900万円    | ～950万円 | ～1,000万円 |
| 58万円超100万円以下  | 33万円      | 22万円   | 11万円     |
| 100万円超105万円以下 | 31万円      | 21万円   | 11万円     |
| 105万円超110万円以下 | 26万円      | 18万円   | 9万円      |
| 110万円超115万円以下 | 21万円      | 14万円   | 7万円      |
| 115万円超120万円以下 | 16万円      | 11万円   | 6万円      |
| 120万円超125万円以下 | 11万円      | 8万円    | 4万円      |
| 125万円超130万円以下 | 6万円       | 4万円    | 2万円      |
| 130万円超133万円以下 | 3万円       | 2万円    | 1万円      |
| 133万円超        | 控除なし      |        |          |

## ●扶養控除

生計を同じくする親族の合計所得金額が58万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、事業専従者でないとき

### 【控除額】

| 控除の対象となる親族（前年12月31日現在）       |          | 控除額  |
|------------------------------|----------|------|
| 一般扶養親族：16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満 |          | 33万円 |
| 特定扶養親族：19歳以上23歳未満            |          | 45万円 |
| 老人扶養親族：70歳以上                 | 同居老親等の場合 | 45万円 |
|                              | 同居老親等以外  | 38万円 |

※同居老親等…本人又は配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、本人又は配偶者と同居を常況としていること

※16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象となりません

## ●特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の親族等（配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く。）を有する場合に、当該親族等の所得に応じて以下の金額を控除することができます。

### 【控除額】

| 特定親族の合計所得金額   | 特定親族特別控除額 |
|---------------|-----------|
| 58万円超95万円以下   | 45万円      |
| 95万円超100万円以下  | 41万円      |
| 100万円超105万円以下 | 31万円      |
| 105万円超110万円以下 | 21万円      |
| 110万円超115万円以下 | 11万円      |
| 115万円超120万円以下 | 6万円       |
| 120万円超123万円以下 | 3万円       |
| 123万円超        | 控除なし      |

※合計金額が58万円を超えるため、税法上の扶養親族には該当しません。そのため非課税の判定等における「扶養親族数」には含まれません

## ●基礎控除

## 【控除額】

| 合計所得金額            | 控除額  |
|-------------------|------|
| 2,400万円以下         | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超          | 適用なし |

## ③課税標準額

課税標準額とは、所得金額から所得控除額を差し引いたもの（1,000円未満の金額は切り捨て）で、個人市・県民税の所得割を計算するうえで基準となる金額です。

## ④税 率

|     | 市 民 税 | 県 民 税 |
|-----|-------|-------|
| 税 率 | 6%    | 4%    |

課税標準額に税率をかけて所得割額を算出します。

$$\text{課 税 標 準 額} \times \text{税 率}$$

※分離所得にかかる所得割額は、上表の税率によらず、個別の税率【⇒P35】をかけて算出します

## ⑤税額控除

## ●調 整 控 除

税源移譲に伴い生じる個人市・県民税と所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

※合計所得金額が2,500万円を超えると適用されなくなります

- (1) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合  
 アまたはイのいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）  
 ア 人的控除額の差の合計額  
 イ 合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合  
 アからイを控除した金額（5万円未満の場合は、5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）  
 ア 人的控除額の差の合計額  
 イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除額一覧表

|             |       | 本人の<br>合計所得金額          | 人的控除額の差 | 人的控除額 |           |
|-------------|-------|------------------------|---------|-------|-----------|
|             |       |                        |         | 市・県民税 | 所得 税      |
| 障害者控除       | 普 通   | －                      | 1万円     | 26万円  | 27万円      |
|             | 特 別   | －                      | 10万円    | 30万円  | 40万円      |
| 同居特別障害者加算   |       | －                      | 12万円    | 23万円  | 35万円      |
| 寡婦控除（女性）    |       | 500万円以下                | 1万円     | 26万円  | 27万円      |
| ひとり親控除      | 母 親   | 500万円以下                | 5万円     | 30万円  | 35万円      |
|             | 父 親   | 500万円以下                | 1万円     | 26万円  | 27万円      |
| 勤 労 学 生 控 除 |       | －                      | 1万円     | 26万円  | 27万円      |
| 配偶者控除       | 一 般   | 900万円以下                | 5万円     | 33万円  | 38万円      |
|             |       | 900万円超<br>950万円以下      | 4万円     | 22万円  | 26万円      |
|             |       | 950万円超<br>1,000万円以下    | 2万円     | 11万円  | 13万円      |
|             | 老 人   | 900万円以下                | 10万円    | 38万円  | 48万円      |
|             |       | 900万円超<br>950万円以下      | 6万円     | 26万円  | 32万円      |
|             |       | 950万円超<br>1,000万円以下    | 3万円     | 13万円  | 16万円      |
| 扶 養 控 除     | 一 般   | －                      | 5万円     | 33万円  | 38万円      |
|             | 特 定   | －                      | 18万円    | 45万円  | 63万円      |
|             | 老 人   | －                      | 10万円    | 38万円  | 48万円      |
|             | 同居老親等 | －                      | 13万円    | 45万円  | 58万円      |
| 基 礎 控 除     |       | 2,400万円以下              | 5万円     | 43万円  | 48万円～95万円 |
|             |       | 2,400万円超<br>2,450万円以下  |         | 29万円  | 32万円      |
|             |       | 2,450万円以上<br>2,450万円以下 |         | 15万円  | 16万円      |
|             |       | 2,500万円超               |         | 適用なし  |           |

※1

※2

※2

※2

※1 税制改正前（令和2年度まで）の旧寡夫控除の差額  
 ※2 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除の差額（所得税38万円、市県民税33万円）

## ●配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、次の式で算出し控除します。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

### 配当控除の控除率

| 種 類         |             | 課税所得金額 |  | 1,000万円以下の部分 |      | 1,000万円超の部分 |       |
|-------------|-------------|--------|--|--------------|------|-------------|-------|
|             |             |        |  | 市民税          | 県民税  | 市民税         | 県民税   |
| 利 益 の 配 当 等 |             |        |  | 1.6%         | 1.2% | 0.8%        | 0.6%  |
| 私募証券投資信託等   | 外貨建証券投資信託以外 |        |  | 0.8%         | 0.6% | 0.4%        | 0.3%  |
|             | 外貨建証券投資信託   |        |  | 0.4%         | 0.3% | 0.2%        | 0.15% |

※上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税を選択すると配当控除は適用されません

## ●寄附金税額控除

前年中に、対象となる団体に対して寄附をしたときは、次の額が差し引かれます。

| 対 象 団 体                                                 | 控 除 額                                                                                                                                                                                                              | 控除対象限度額                                         |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 地方公共団体<br>(都道府県、市町村<br>へのふるさと納税)<br>※3<br>※4            | $(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\%^{※1}$ $+ (\text{寄附金額} - 2,000) \times \left( 90\% - \frac{※2 \text{ 所得税の}}{\text{限界税率}} \times 1.021 \right)$ <p>(注) 下線部(特例控除)は、調整控除後の所得割の2割を限度とする。<br/>(市民税 5分の3 県民税 5分の2)</p> | 寄附金(複数の寄附があった場合は合算した金額)のうち、総所得金額等の30%が対象限度額となる。 |
| ・佐賀県共同募金会<br>・日本赤十字社<br>佐賀県支部<br>・佐賀市(佐賀県)が<br>条例で定める団体 | $(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\%^{※1}$                                                                                                                                                                           |                                                 |

※1 10%の内訳…市民税6%、県民税4%

※2 所得税の限界税率…前年中の所得に対して課税される所得税において適用される最高税率

- (1) 課税総所得金額－人的控除の差の合計－（所得税の基礎控除額－48万円）  
【人的控除の差⇒P28】≥0のとき

| 課税総所得金額－人的控除の差の合計額   | 所得税の限界税率 |
|----------------------|----------|
| 195万円以下              | 5%       |
| 195万円超 ～ 330万円以下     | 10%      |
| 330万円超 ～ 695万円以下     | 20%      |
| 695万円超 ～ 900万円以下     | 23%      |
| 900万円超 ～ 1,800万円以下   | 33%      |
| 1,800万円超 ～ 4,000万円以下 | 40%      |
| 4,000万円超 ～           | 45%      |

- (2) (1)以外のとき

地方税法に定める割合（詳しくは市民税課にお尋ねください。）

- ※3 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含め、翌年度の市・県民税から控除されます
- ※4 ふるさと納税指定制度の指定対象外の自治体に対する、令和元年6月1日以降に支出した寄附金は、ふるさと納税(特例控除)の対象外です

#### ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

次の要件をすべて満たす方は、各自治体に特例申告書を提出することで、所得税の軽減相当額も含めて、翌年度の市・県民税からまとめて寄附金控除を受けることができます

##### ◎確定申告や市県民税申告を行う必要のない方

ワンストップ特例が適用されるのは、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も市・県民税申告も必要でないと見込まれる方に限ります。

##### ◎ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間5団体以内である方

寄附先の自治体が5団体を超過して特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされますので、確定申告または市・県民税申告が必要です。

#### ※震災に係る義援金等に関する寄附金税額控除の取扱いについて

東日本大震災や熊本地震等の被災地方団体の支援を目的として募金活動を行っている団体（日本赤十字社や中央共同募金会等）に対する義援金は、「ふるさと納税」として市・県民税の寄附金税額控除の対象となる場合があります。

ワンストップ特例の適用はありませんので、確定申告または市・県民税申告が必要です。

## ●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

住宅投資の活性化による景気浮揚を図るため、市・県民税からの住宅ローンにかかる控除が設けられています。

所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人市県民税で次の1、2のいずれか少ない金額が住宅借入金等特別税額控除として適用されます。

※平成19年、平成20年に入居された方には、個人市・県民税の控除はありません

(1) 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

(2) 《平成21年1月～平成26年3月までの入居者》

所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除-48万円)の5%(控除限度額 97,500円)

《平成26年4月～令和3年12月までの入居者》

所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除-48万円)の7%(控除限度額 136,500円)

※住宅費用に含まれる消費税が8%または10%の場合

それ以外の場合は所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除-48万円)の5%(控除限度額 97,500円)

(3) 《令和4年1月～令和7年12月までの入居者》

所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除-48万円)の5%(控除限度額 97,500円)

※令和4年中に入居した人のうち、住宅費用に含まれる消費税が10%かつ一定期間内に住宅の取得にかかる契約を締結した場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(控除限度額136,500円)

市民税…住宅借入金等特別控除額の5分の3  
県民税…住宅借入金等特別控除額の5分の2

## ●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市・県民税に相当する税が課された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

## ⑥その他の控除

### ●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

市・県民税配当割が課された配当所得や市・県民税株式等譲渡所得割が課された株式等譲渡所得を申告した場合は、次の額が差し引かれます。【⇒P35】

市民税…配当割額や株式等譲渡所得割額の5分の3

県民税…配当割額や株式等譲渡所得割額の5分の2

## 3 森林環境税(国税)

令和6年度から個人市・県民税が課税されている人に対して、森林環境税(国税)1,000円が課税され、均等割と併せて徴収されます。そのため佐賀市では、個人市・県民税の均等割が課税されない人は、森林環境税(国税)も課税されません。

# 令和8年度 市・県民税計算例 ①

## 会社員A夫さん(50歳)の場合

### ●令和7年中の収入

給与の収入額 6,000,000円

### ●令和7年中の支払

社会保険料支払額 735,000円

生命保険料支払額(旧制度 一般) 120,000円

### ●家族構成

妻：B子(48歳) 子：C美(19歳) 子：D太(13歳) 母：E子(80歳・同居)

A夫さん以外は無収入

所得金額(給与所得額の速算表【⇒P22】)

$6,000,000円 \div 4 = 1,500,000円$  (1,000円未満は切捨て)

$1,500,000円 \times 3.2 - 440,000円 = 4,360,000円 \cdots (1)$

所得控除【⇒P23～】

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 社会保険料控除 | 735,000円                |
| 生命保険料控除 | 35,000円                 |
| 配偶者控除   | 330,000円                |
| 特定扶養控除  | 450,000円                |
| 老人扶養控除  | 450,000円                |
| 基礎控除    | 430,000円                |
| 合 計     | 2,430,000円 $\cdots (2)$ |

課税標準額 (1) - (2)

$4,360,000円 - 2,430,000円 = 1,930,000円 \cdots (3)$

## 税額の計算

| 区 分                                                              | 市 民 税                                                                                                                                                                                  | 県 民 税                             |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 課税標準額(3) × 所得割の税率<br>= 調整控除前の所得割額 $\cdots (4)$                   | $1,930,000円 \times 6\% = 115,800円$                                                                                                                                                     | $1,930,000円 \times 4\% = 77,200円$ |
| 調整控除額の計算<br>【⇒P27】                                               | 1) 合計課税所得金額 1,930,000円<br>2) 人的控除額の差の合計額 410,000円<br>調整控除は、合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額から人的控除額の差の合計額のいずれか少ない金額の5%<br>$410,000円 \times 5\% = 20,500円$<br>[市:3% = 12,300円 県:2% = 8,200円] |                                   |
| 調整控除額 $\cdots (5)$                                               | 12,300円                                                                                                                                                                                | 8,200円                            |
| 調整控除前の所得割額(4)<br>- 調整控除額(5) = 所得割額 $\cdots (6)$<br>※100円未満切り捨てます | $115,800円 - 12,300円 = 103,500円$                                                                                                                                                        | $77,200円 - 8,200円 = 69,000円$      |
| 均等割額 $\cdots (7)$                                                | 3,000円                                                                                                                                                                                 | 1,500円                            |
| 所得割額(6) + 均等割額(7)                                                | $103,500円 + 3,000円 = 106,500円$                                                                                                                                                         | $69,000円 + 1,500円 = 70,500円$      |
| 令和8年度の市・県民税額<br>【森林環境税(国税)を含む】                                   | $106,500円 + 70,500円 + 1,000円 = 178,000円$                                                                                                                                               |                                   |

## 令和8年度 市・県民税計算例 ②

## 無職B子さん(75歳)の場合

- 令和7年中の収入  
公的年金の収入額 2,500,000円
- 令和7年中の支払  
社会保険料支払額 200,000円  
生命保険料支払額(新制度 一般) 100,000円
- 家族構成  
夫:C男(72歳・公的年金収入700,000円)



所得金額(公的年金等所得額の速算表【⇒P22】)  
 $2,500,000円 - 1,100,000円 = 1,400,000円 \cdots (1)$

所得控除【⇒P23～】

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 社会保険料控除 | 200,000円                |
| 生命保険料控除 | 28,000円                 |
| 老人配偶者控除 | 380,000円                |
| 基礎控除    | 430,000円                |
| 合 計     | 1,038,000円 $\cdots (2)$ |

課税標準額  $(1) - (2)$   
 $1,400,000円 - 1,038,000円 = 362,000円 \cdots (3)$

## 税額の計算

| 区 分                                                                  | 市 民 税                                                                                                                                                                         | 県 民 税                           |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 課税標準額 $(3) \times$ 所得割の税率<br>＝調整控除前の所得割額 $\cdots (4)$                | $362,000円 \times 6\% = 21,720円$                                                                                                                                               | $362,000円 \times 4\% = 14,480円$ |
| 調整控除額の計算<br>【⇒P27】                                                   | 1) 合計課税所得金額 362,000円<br>2) 人的控除額の差の合計額 150,000円<br>調整控除は、合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額か人的控除額の差の合計額のいずれか少ない金額の5%<br>$150,000円 \times 5\% = 7,500円$<br>(市:3%＝4,500円 県:2%＝3,000円) |                                 |
| 調整控除額 $\cdots (5)$                                                   | 4,500円                                                                                                                                                                        | 3,000円                          |
| 調整控除前の所得割額 $(4)$<br>－調整控除額 $(5)$ ＝所得割額 $\cdots (6)$<br>※100円未満切り捨てます | $21,720円 - 4,500円$<br>＝17,200円                                                                                                                                                | $14,480円 - 3,000円$<br>＝11,400円  |
| 均等割額 $\cdots (7)$                                                    | 3,000円                                                                                                                                                                        | 1,500円                          |
| 所得割額 $(6) +$ 均等割額 $(7)$                                              | $17,200円 + 3,000円 = 20,200円$                                                                                                                                                  | $11,400円 + 1,500円 = 12,900円$    |
| 令和8年度の市・県民税額<br>【森林環境税(国税)を含む】                                       | $20,200円 + 12,900円 + 1,000円 = 34,100円$                                                                                                                                        |                                 |

## 5. 分離所得

### 1 土地建物等譲渡所得

土地、建物等の資産を売ったときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

#### ①長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地、建物等の資産を売った年の1月1日における所有期間により**長期譲渡所得**と**短期譲渡所得**に区分されます。

|        | 所 有 期 間                 |
|--------|-------------------------|
| 短期譲渡所得 | 5年以下（令和2年1月1日以降に取得）     |
| 長期譲渡所得 | 5年を超える（令和元年12月31日以前に取得） |

【注意】（ ）：令和7年中に譲渡があった場合の区分

#### ②譲渡所得にかかる税額の計算

$$\text{譲 渡 所 得} = \left( \text{譲渡の収入金額} - \left( \text{取得費} + \text{譲渡費用} \right) \right) - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得}$$

**譲 渡 所 得：** 分離課税にかかる長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額が譲渡所得になります。

**取 得 費：** 売った土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額控除後の金額）や購入手数料などです。実際の取得費が譲渡価格の5％に満たない場合や分からない場合には、譲渡価格の5％相当額を取得費とすることができます。

**譲 渡 費 用：** 土地や建物売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用などです。

**特別控除額：** 政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。主なものは次のとおりです。

| 譲 渡 所 得 の 内 容      | 控 除 額   |
|--------------------|---------|
| 収用などによる資産の譲渡       | 5,000万円 |
| 自己の居住用財産の譲渡        | 3,000万円 |
| 特定土地区画整理事業等での譲渡    | 2,000万円 |
| 特定住宅地造成事業等での譲渡     | 1,500万円 |
| 農地保有合理化等のための農地等の譲渡 | 800万円   |
| 低未利用地等の譲渡(※)       | 100万円   |

※令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に行われた譲渡に限ります

【注意】・ケースによって控除額が変わることがあります。  
・均等割【⇒P20】は、上記の特別控除額を差し引く前の所得で算定します。

## 土地建物等譲渡所得の税額計算（一般分）

$$\text{税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率} \left( \begin{array}{l} \text{長期：市民税3\%・県民税2\%} \\ \text{短期：市民税5.4\%・県民税3.6\%} \end{array} \right)$$

### 【注意】

居住用財産等の譲渡の場合や、国または地方公共団体に対する譲渡（収用等）の場合など、一定の要件に該当するときは、税率が異なります。

## 2 申告分離課税の上場株式等の配当所得等 ※

上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税を選択すると、配当控除は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算及び損失の繰越控除を行うことができます。

分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得割額は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債等に関する利子所得は申告分離課税の対象となります。（一般公社債の利子所得については源泉分離課税の対象のため原則として申告不要です。）

$$\text{税額} = \text{上場株式等の配当所得等の金額} \times \text{税率（市民税3\%・県民税2\%）}$$

## 3 株式等譲渡所得 ※

株式等の譲渡に対する所得割額は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債及び一般公社債に関する譲渡所得は申告分離課税の対象となります。

$$\text{税額} = \text{株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \text{税率（市民税3\%・県民税2\%）}$$

### 【注意】

特定口座に保管されている上場株式の場合で「源泉徴収あり」を選択した場合は、確定申告をしなくてもよいことになっています。この場合の徴収は譲渡の対価等の支払いをする方が行います。申告をした場合は、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。また、所得割額において控除できなかった分については均等割額に充当されます。

※税制改正により令和6年度（令和5年中の所得）の申告からは、所得税と異なる課税方式は選択できなくなりました

## 4 先物取引に係る雑所得

商品先物取引による所得で、一定のものについては他の所得と分離して税額の計算を行います。

税額 = 先物取引に係る雑所得等の金額 × 税率（市民税3%・県民税2%）

## 5 退職所得

退職所得については支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税額を差引いて、これを市に納入することになっています。

### ① 勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額 = 退職手当等の金額 - 退職所得控除額

### ② 勤続5年以下の人（役員等以外）に支払われる退職手当等

（1）退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

退職所得の金額 = （退職手当等の金額 - 退職所得控除額）× 2分の1

（2）退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合

退職所得の金額 = 150万円 + 退職手当等の金額 - （300万円 + 退職所得控除額）

### ③ ①、②以外人に支払われる退職手当等

退職所得の金額 = （退職所得手当等の金額 - 退職所得控除額）× 2分の1

税額 = 退職所得の金額 × 税率

退職所得控除額は、退職した人の勤務年数により求めます。

## 退職所得控除額の計算式

| 勤続年数  | 退職所得控除額                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 20年以下 | 40万円×勤続年数                                                           |
| 20年超  | $\frac{800万円 + 70万円 \times (\text{勤続年数} - 20年)}{(40万円 \times 20年)}$ |

※ 1. 勤続年数1年未満の端数は切り上げます

2. 退職所得控除額が80万円に満たない場合は、80万円とします

3. 障がい者になったことにより退職する人は、表の控除額に100万円が加算されます

### 【注意】

1. 税率は、P27に記載されている「④税率」を用います。

2. 退職所得に対する税額は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に居住する市町村に納めていただきます。

## 6 山林所得

山林を伐採し（又は立木のまま）譲渡したことによる所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

**山林所得の金額**＝総収入金額－必要経費－山林所得の特別控除額

**税額**＝山林所得の金額×税率

### 【注意】

税率は、[P27](#)に記載されている「④税率」を用います。

## 6. 申告のしかた

1月1日現在、佐賀市に住所のある人は、収入の有無にかかわらず前年中の収入状況を毎年3月15日までに個人市・県民税の申告をしていただくことになっています。ただし次の人は申告の必要がありません。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 勤務先から給与支払報告書が提出された人（ただし、給与の他に収入があった場合は申告が必要となります。）
- ③ 収入が公的年金（障害年金・遺族年金等の非課税の年金を除く）のみの人

※申告しないと適用されない控除がありますのでご注意ください

|          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 申告に必要なもの | 前年の収入を証明する書類<br>控除に関する書類<br>マイナンバーに関する確認書類 |
| 申告受付の期間  | 毎年3月15日まで                                  |
| 申告受付の場所  | 市報等でお知らせします。                               |

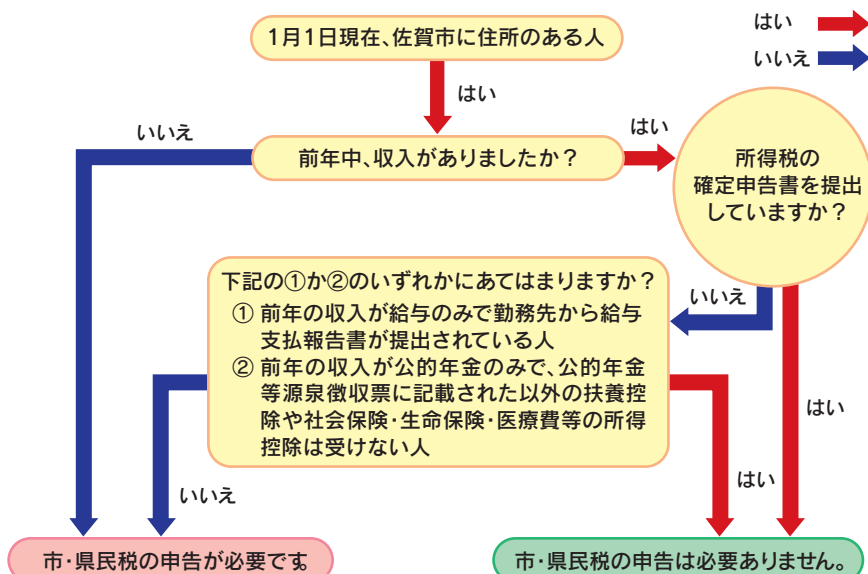
※詳しくは市民税課へおたずねください



### 給与支払報告書とは

給与所得者の申告書に代わるものです。1月1日現在勤めている人については、給与の支払者が給与支払報告書を市町村に提出することになっています。なお、中途退職者についても、支払金額が30万円を超える場合は提出義務があります。

## 個人市・県民税の申告をしていただく人



※図は標準的な流れを表しています。ご不明な点がございましたら、市民税課にお問い合わせください

## Question

## Answer

ご質問にお答えします。

## 収入がない場合の申告は？



私は、一人暮らしで、前年中収入がありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか？



申告は必要です。

もし、申告をしていないと、各種手当を受けられなかったり、所得証明や課税証明が発行できないなど、各種の行政サービスを受けられないことがあります。

市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねていますので、国民健康保険に加入している方は、申告をしないと税の軽減が受けられない場合があります。

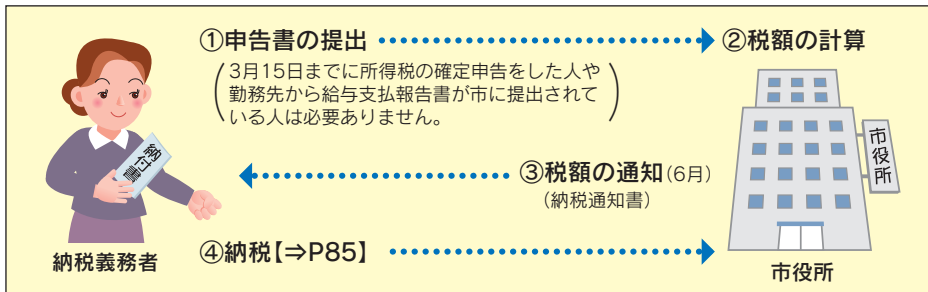
## 7. 納税の方法

個人市・県民税の納税の方法は、**普通徴収**と**特別徴収**の二通りの方法があります。

### 1 普通徴収

事業所得者などの個人市・県民税は、納税通知書によって市から納税義務者個人に直接通知され、通常、6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて納めていただきます。これを**普通徴収**といいます。

普通徴収のしくみ



### 2 特別徴収

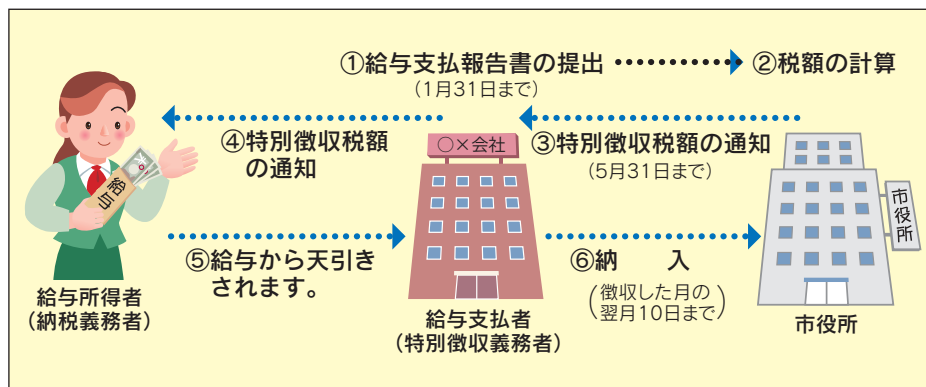
給与所得者や公的年金等を受給される方の個人市・県民税は、支払者があらかじめ個人市・県民税を天引きし、本人に代わって市に納入していただくことになっています。

このような納税のしくみを**特別徴収**といい、特別徴収する給与や公的年金等の支払者を特別徴収義務者といいます。

#### ①給与からの特別徴収

給与所得者の個人市・県民税は、特別徴収税額通知書によって市から給与の支払者を通じて納税義務者に通知され、通常12回（6月から翌年5月まで）に分けて給与の支払者が毎月の給与から天引きし、これを翌月の10日までに市に納入します。

## 給与からの特別徴収のしくみ



## ② 公的年金からの特別徴収

公的年金受給者の個人市・県民税は、公的年金等の所得にかかる税額について、公的年金の支給の際に公的年金支払者が天引きし、支給月の翌月に市に納入します。

※特別徴収の対象とならない場合があります

なお、この金額等については、普通徴収の納税通知書に記載され納税義務者本人に直接通知されます。

### (1) 対象者

年度の初日(4月1日)において公的年金を受給している65歳以上の方で、前年中に受給した公的年金等に対して個人市・県民税が課税される方が対象です

ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方、介護保険料が年金から引かれていない方、特別徴収の対象となる個人市・県民税と他の特別徴収される額の合計額が老齢基礎年金等の年額を超える方は対象となりません。

### (2) 徴収する税額

公的年金から特別徴収されるのは、前年中に受給した公的年金等にかかる個人市・県民税です。(給与所得や農業所得など、公的年金等以外の所得にかかる個人市・県民税は、給与天引きや納付書または口座振替で納めていただきます。)

### (3) 特別徴収対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金等（介護保険料を天引きされている年金と同じ年金）です。

なお、障害年金や遺族年金など非課税の年金は対象とはなりません。

### (4) 具体的な徴収方法

#### 《前の年度に公的年金から特別徴収されていない場合》

- ・ はじめて公的年金から特別徴収される方
- ・ 前の年に何らかの事情で特別徴収が中止され普通徴収に切り替わった方 など

公的年金等にかかる個人市・県民税の2分の1に相当する額を、普通徴収（納付書または口座振替。6月と8月の2期で納めます。）、残り2分の1が特別徴収（公的年金からの天引き。10月、12月、2月の3期に分けて天引きされます。）されます。

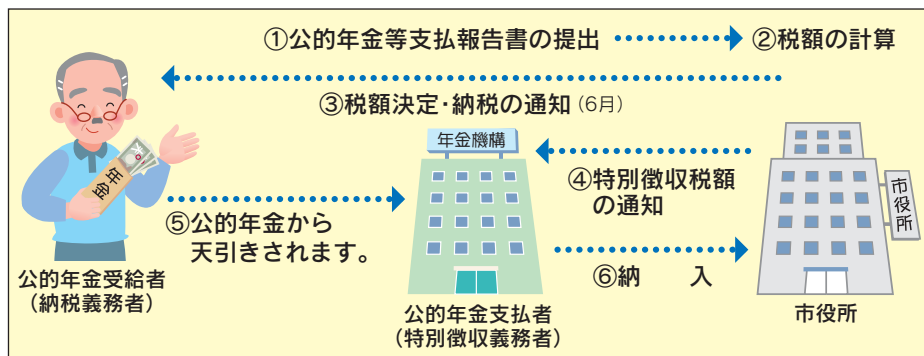
#### 《前の年度に公的年金から特別徴収されている場合》

特別徴収2年目以降は、まず、前年度の公的年金等に係る個人市・県民税の2分の1に相当する額を4月、6月、8月の3期に分けて公的年金から特別徴収されます。（これを「仮徴収」といいます。）

そして、公的年金等にかかる個人市・県民税（6月に税額が決定）のうち、仮徴収された残りの額が、10月、12月、2月の公的年金から特別徴収されます。（これを、「本徴収」といいます。）

| 仮 徴 収            |    |    | 本 徴 収     |     |    |
|------------------|----|----|-----------|-----|----|
| 4月               | 6月 | 8月 | 10月       | 12月 | 2月 |
| 前年度分の年税額 × 1 / 2 |    |    | 年税額－仮徴収税額 |     |    |

#### 公的年金からの特別徴収のしくみ



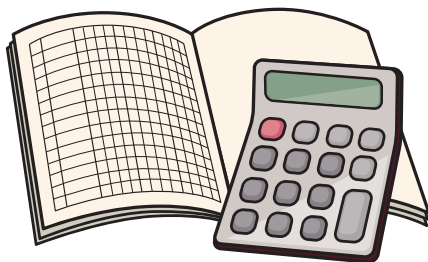
## (5) 特別徴収の停止について

以下のいずれかに該当するときは、公的年金からの特別徴収は停止され普通徴収に替わります。

- ・介護保険料が公的年金から引かれなくなったとき。
- ・公的年金から特別徴収される額(個人市・県民税、所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)の合計額が老齢基礎年金等の合計額を超えたとき。
- ・お亡くなりになったとき。

## (6) 特別徴収の継続について

賦課期日(1月1日)後に市外に転出した場合や公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合については、一定の要件の下で特別徴収が継続されます。





ご質問にお答えします。

## 市・県民税と所得税の違いは？



市・県民税と所得税はどのように違うのですか？



市・県民税は地方税、所得税は国税ですが、以下のような違いがあります。

| 区 分      | 市 ・ 県 民 税                                                                         | 所 得 税                                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税される所得  | 令和7年中の所得に対して、令和8年度の市・県民税が課税されます(※)。                                               | 令和7年中の所得に対して、令和7年分の所得税が課税されます。                                                                               |
| 税 率      | 市民税：一律6%<br>県民税：一律4%<br><br>分離譲渡所得等に対する税率もそれぞれ異なります。                              | 7段階の累進課税<br>(5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)                                                                     |
| 所得控除     | 所得控除額の違いについては下記の対照表を参照してください。                                                     |                                                                                                              |
| 税 額 控 除  | 配当控除や寄附金にかかる控除の取り扱いが異なります。                                                        |                                                                                                              |
| 給与所得者の場合 | 令和8年度の税額が、令和8年6月から令和9年5月までの毎月の給与から差し引きされます(特別徴収)。このため年末調整は行われず、またボーナスからの徴収はありません。 | 令和7年分の税額が、令和7年1月から令和7年12月までの毎月の給与のほか、ボーナスからも支給額に応じて差し引きされます(源泉徴収)。このため徴収された税額と年間の所得額により計算した税額の差額を年末調整で精算します。 |
| 非課税措置    | 未成年者、障がい者等で所得要件(合計所得金額135万円以下)を満たせば非課税となります。【⇒P16】                                | 左記の取り扱いはありません。                                                                                               |

※退職所得については、市・県民税もその年に課税、徴収(特別徴収)され、ほかの所得とは別扱いとなります

### 市・県民税と所得税の主な所得控除額対照表

|         | 市 ・ 県 民 税 (令和8年度)                                                       | 所 得 税 (令和7年分)                                                            |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 生命保険料控除 | 控除の限度額 70,000円<br>(旧制度分)35,000円(一般・個人年金)<br>(新制度分)28,000円(一般・個人年金・介護医療) | 控除の限度額 120,000円<br>(旧制度分)50,000円(一般・個人年金)<br>(新制度分)40,000円(一般・個人年金・介護医療) |
| 地震保険料控除 | 25,000円(控除限度額)                                                          | 50,000円(控除限度額)                                                           |
| 配偶者控除   | 330,000円(上限額)                                                           | 380,000円(上限額)                                                            |
| 配偶者特別控除 | 330,000円(上限額)                                                           | 380,000円(上限額)                                                            |
| 扶養控除    | 一 般                                                                     | 380,000円                                                                 |
|         | 特 定                                                                     | 630,000円                                                                 |
|         | 老 人                                                                     | 480,000円                                                                 |
|         | 同居老親等                                                                   | 580,000円                                                                 |
| 基礎控除    | 430,000円(上限額)                                                           | 950,000円(上限額)                                                            |

#### 【注意】

上記の表に掲載されているもの以外に、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除についても、控除額が異なります。

詳しくはP28 人的控除額一覧表をご覧ください。

## 退職した後の市・県民税は？



私は、令和8年8月に会社を退職しました。市・県民税は給与天引きで納めていましたが、9月のはじめに市・県民税の納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。



市・県民税は、前年の1月から12月までの所得にもとづいて課税されています。また、特別徴収（給与天引き）は6月から翌年の5月までの12回【⇒P39】に分けて給与から天引きで納めていただきます。

あなたの場合は令和8年8月に会社を退職されていますので、6月分から8月分までの市・県民税は給与から天引きされていますが、9月分から翌年5月分までが給与から天引きできなくなったので、その残額を個人で納めていただくために納税通知書をお送りしました。

### 年の途中で退職した場合の市・県民税

給与所得者が年の途中で退職された場合の個人市・県民税は次のいずれかの方法で納めていただきます。

- ① 退職時に最後の給与か退職金等で残りの分を一括して天引きしてもらう。  
(6月1日から12月31日までの間に退職された場合は、本人の申出によりますが、翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合は本人の申出がなくても、一括して天引きされます。)
- ② 普通徴収となり、市役所から残りの税金分の納税通知書が送られてくるので、その納税通知書により個人で納める。
- ③ 再就職先で特別徴収を継続する。

## 退職した翌年に納税通知書が2度ききましたが？



私は、令和7年12月に会社を退職し、令和8年2月に納税通知書により市・県民税を納めました。退職後は収入はありませんでしたが、令和8年6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。



市・県民税は、前年中の所得にもとづき課税されます。

特別徴収（給与天引き）の場合は、通常6月から翌年5月までの12回【⇒P39】で給与から天引きされますので、令和8年2月に納めていただいた市・県民税は、令和7年度分の市・県民税のうち、退職により給与から天引きできなくなった残額です。また、令和8年6月に送られてきた納税通知書は、令和7年中の所得（令和7年1月から令和7年12月退職までの所得）にもとづき課税された令和8年度分の市・県民税です。

**Q**uestion  
&  
**A**nswer

ご質問にお答えします。

**年の途中で引っ越した場合の市・県民税は？****Q**

私は、令和8年1月20日にA市から佐賀市に引っ越しました。6月にA市から令和8年度分の納税通知書が送られてきましたが、佐賀市に納めるのではないのでしょうか。

**A**

市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市区町村が課税することになっています。あなたの場合、令和8年1月1日現在はA市に住んでいましたので令和8年度の市・県民税はA市に納めていただくことになります。

**妻がパートで働いた場合の市・県民税は？****Q**

私の妻は、パートに出っていますが、年間収入がいくらまでなら配偶者控除や配偶者特別控除の適用がうけられるのでしょうか。また、妻自身にも税金がかかるのでしょうか。

**A**

通常、パート収入は給与収入となります。【⇒P21】

夫が妻を扶養する場合、夫の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者控除は、市・県民税、所得税ともにパート年収が<sup>1</sup>123万円（給与所得58万円）以下の場合に適用され、配偶者特別控除は、妻のパート年収が<sup>2</sup>201万6千円未満（給与所得133万円以下）の場合に適用されます。なお、夫や妻の収入金額により控除額が異なります。【⇒P26】

妻自身の税金は、パートでの年収が所得税では123万円（給与所得58万円）以下、市・県民税では、106万5千円（給与所得41万5千円）以下の場合かかりません。【⇒P16】



## 死亡した場合の市・県民税は？



私の夫は、今年の9月に亡くなりました。今年度の市・県民税の納付額は、あと3期分と4期分が残っていますが、これも納めるのでしょうか？



市・県民税は、毎年1月1日現在にご生存の方に対して、前年中の所得にもとづいて課税されます。そのため、年の途中で亡くなった場合でも、その年度までは全額を納めていただくことになります。この場合、ご遺族など相続人の方が納税義務を引き継ぐことになります。なお、納税通知書が送達される前（例えば2月など）に亡くなった場合でも同様です。ご遺族の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

## ひとり親家庭の者が受けられる制度はありますか？



私は昨年夫と離婚し、その後は私の収入で子どもを育てています。私のようなひとり親家庭の場合、市・県民税の税負担が軽減される制度があると聞いたのですが、どういう制度が受けられるのですか？



市・県民税は、扶養親族の有無や障がいの有無など、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を軽減するための所得控除の制度が設けられています。【⇒P23】

離婚や死別により前年の12月31日時点でひとり親になっている場合は、この所得控除の中の、ひとり親控除【⇒P25】が受けられる場合があります。

また、ひとり親に該当する場合、あなたの前年中の合計所得が135万円以下であれば非課税となります。【⇒P16】

## 法人市民税

**法人市民税**は、法人の各事業年度中に、事務所または事業所等があった市町村で課税されます。税額は法人の資本金等の額と従業者数によって決まる**均等割額**と、国の法人税額により算出される**法人税割額**との合計です。

### 1. 法人市民税の納税義務者

| 納 税 義 務 者                      | 納めるべき税金 |         |
|--------------------------------|---------|---------|
|                                | 均 等 割   | 法 人 税 割 |
| 市内に事務所や事業所がある法人                | ○       | ○       |
| 市内に事務所や事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの | ○       |         |
| 市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所または事業所がないもの  | ○       |         |
| 市内に事務所または事業所がある法人課税信託の受託者      |         | ○       |

### 2. 税額の計算

$$\text{法人市民税} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

#### 1 均 等 割

法人の資本金等の額と市内にある事務所または事業所等の従業者数に応じて求めます。

##### 均等割の税率

| 資本金等の額<br>従業者数 | 50億円超      | 10億円超<br>～50億円以下 | 1億円超<br>～10億円以下 | 1,000万円超<br>～1億円以下 | 1,000万円以下 | 左記に掲げる法人以外の法人等 |
|----------------|------------|------------------|-----------------|--------------------|-----------|----------------|
| 50 人 超         | 3,600,000円 | 2,100,000円       | 480,000円        | 180,000円           | 144,000円  | 60,000円        |
| 50人以下          | 492,000円   | 492,000円         | 192,000円        | 156,000円           | 60,000円   |                |

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \text{事務所、事業所等を有していた月数} \div 12$$

※国の法人税が発生しなかった場合でも、均等割部分については、申告納付しなくてはなりません

#### 【注意】

資本金等の額および従業者数は、その法人の事業年度の末日で判断します。

平成27年度の税制改正により、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合、均等割額は「資本金と資本準備金の合計額」を基準として算定します。

## 2 法人税割

法人所得に応じて負担し、その基礎となる課税標準額は国の法人税額をもとに計算します。

$$\text{法人税割額} = \text{国の法人税額} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

- 平成26年9月30日以前に始まる事業年度の税率は、14.7%が適用されます。
- 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度の税率は、12.1%が適用されます。

ただし、佐賀市以外にも事務所または事業所等がある法人は、下記の計算式により従業者数の割合で按分して法人税割額を算出します。

$$\text{法人税割額} = \frac{\text{国の法人税額}}{\text{全従業者数}} \times \text{佐賀市内の従業者数} \times \text{税率}$$

## 3. 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するよう決められています。

令和2年4月1日以後に開始する事業年度からは、資本金等の額が1億円を超える法人は電子申告（eLTAX）が義務化されています。

| 申告区分 |      | 納めるべき税額 |                                                              | 申告と納付の期限                  |
|------|------|---------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|
|      |      | 均等割     | 法人税割                                                         |                           |
| 中間申告 | 予定申告 | 6か月分    | 前事業年度の確定申告の<br>法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$      | 事業年度開始日から6か月を経過した日から2か月以内 |
|      | 中間申告 | 6か月分    | 事業年度開始日から6か月の期間を、1事業年度とみなして仮決算により計算した額                       |                           |
| 確定申告 |      | 12か月分   | 国税の法人税額をもとに計算した額<br>※ただし、中間（予定）申告により納付した税額がある場合は、その額を差し引きます。 | 事業年度終了日の翌日から2か月以内         |

### 【注意】

中間申告は、いずれか（予定申告・中間申告）の方法が選択できます。国の法人税の中間申告が必要ない法人は、法人市民税の中間申告も必要ありません。

## 4. 設立と異動

次のような場合は、市役所への届出が必要です。

### 新規設立の場合

佐賀市内に法人を設立、または事業所等を設置した場合は、10日以内に設立申告書（設置届）を提出していただきます。

### 異動の場合

佐賀市内に事業所等がある法人で、事業年度、名称、所在地、代表者、資本金等の額の変更、または法人の解散、休業、事業所等の閉鎖等があったときは、10日以内に異動届出書を提出していただきます。

#### 【注意】

設立申告書（設置届）、異動届出書を提出する際は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写しや記載事項の事実を証明できる書類（議事録・定款等）の添付が必要です。



# 固定資産税

固定資産税は、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に、その固定資産の価格（評価額）に応じて負担していただくものです。

## 1. 課税の対象となる固定資産

土地……宅地・田・畑・山林・雑種地など

家屋……住宅・店舗・事務所・工場・倉庫など

償却資産……事業用の構築物・機械・器具・備品など

## 2. 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人が納税義務者となります。所有している人とは、次のとおりです。

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 土地   | 土地登記簿または土地補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人 |
| 家屋   | 建物登記簿または家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人 |
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人               |

### 《所有者が死亡されている場合》

相続人が納税義務を受け継ぐことになります。

「現所有者申告書」の用紙をお送りしますので、資産税課窓口へ提出、または郵送により届出を行ってください。

佐賀地方税務局での相続登記の手続きもお早めをお願いします。

12月末までに相続登記の手続きが行われた場合、翌年度から新しい所有者の方が納税義務者となります。

未登記の家屋の場合は、資産税課に「家屋補充課税台帳名義人変更届」の提出をお願いします。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

### 3. 税額の計算

固定資産税の税率は1.4%です。

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率(1.4\%)}$$

### 4. 固定資産税の課税の流れ

- ① 固定資産を評価し、賦課期日現在の価格(評価額)を算定
- ↓
- ② 価格(評価額)をもとに、課税標準額や税額を計算
- ↓
- ③ 賦課期日(1月1日)現在の所有者を納税義務者として認定
- ↓
- ④ 3月31日までに価格(評価額)や税額を決定し、固定資産課税台帳に登録
- ↓
- ⑤ 登録後、課税台帳に納税義務者や価格(評価額)などを登録したことを公示
- ↓
- ⑥ 4月1日から第1期の納期限まで、土地または家屋の価格(評価額)の縦覧期間
- ↓
- ⑦ 5月上旬に課税明細書を添付した納税通知書を交付
- ↓
- ⑧ 価格(評価額)に対する審査申出・税額に対する審査請求期間

#### 土地と家屋の価格の見直し(評価替え)

評価替えとは、固定資産評価の均衡化・適正化を目的として価格(評価額)の見直しをすることをいい、土地と家屋については原則として3年ごとに行います。

この評価替えをする年度を基準年度といい、1月1日(賦課期日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、翌年度と翌々年度は基準年度の価格が据え置かれます。

ただし、土地の地目変更や家屋の新築・増築等があった場合には、基準年度以外でも価格を決定します。

次回の評価替えは令和9年度になります。

## ① 固定資産を評価し、賦課期日現在の価格(評価額)を算定

固定資産は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価されます。

|         |                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土 地     | 売買実例価格を基に算定した適正な時価（鑑定評価額）を基礎として、その土地の現況に応じて評価し価格を決定します。【⇒P55】                                  |
| 家 屋     | 再建築価格（その家屋と同一のものを現在建築するとした場合に必要とされる建築費用）をもとに評価し、経年減点補正率（経過年数に応じた減価を表したもの）などを乗じて価格を決定します。【⇒P62】 |
| 償 却 資 産 | 取得価額をもとに、その耐用年数と取得してから経過年数に応じた減価を考慮して価格を決定します。【⇒P70】                                           |

## 路 線 価 の 公 開

納税者の方々に土地の価格（評価額）の計算を具体的にご理解いただくために、価格の基礎となる路線価を公開しています。

## 償却資産の申告制度

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を、1月末日までに市に申告しなければなりません。これに基づいて毎年評価し、その価格を決定します。

## ② 価格(評価額)をもとに、課税標準額や税額を計算

課税標準額とは、税額計算のもとになる額のことをいい、原則として固定資産の価格（評価額）が課税標準額となります。

ただし、土地については『住宅用地に対する課税標準の特例措置』や『負担調整措置』が適用される場合、その課税標準額は価格（評価額）よりも低く算定されます。

【⇒P57、P58】

|         |                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土 地     | 課 税 標 準 額＝固定資産評価額をもとに、特例措置や負担調整措置が適用された額<br>固定資産税額＝課税標準額×税率1.4%                                |
| 家 屋     | 課 税 標 準 額＝固定資産評価額<br>固定資産税額＝課税標準額×税率1.4%                                                       |
| 償 却 資 産 | 課 税 標 準 額＝取得価額×(1－減価率／2)…前年中に取得した資産の場合<br>前年度の評価額×(1－減価率)…前年前に取得した資産の場合<br>固定資産税額＝課税標準額×税率1.4% |

## ③ 賦課期日(1月1日)現在の所有者を納税義務者として認定

毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地・家屋の場合は登記簿（未登記の場合は補充課税台帳）に所有者として登記（登録）されている人、償却資産の場合は課税台帳に登録されている人が納税義務者となります。なお、それらの人が死亡されている場合は現に所有する者（相続人など）が納税義務者となります。

#### ④ 3月31日までに価格(評価額)や税額を決定し、固定資産課税台帳に登録

固定資産課税台帳には、課税に必要な内容(所有者・固定資産の価格・税額など)を登録するようになっており、登録された内容に基づいて課税をします。

#### ⑤ 登録後、課税台帳に納税義務者や価格(評価額)などを登録したことを公示

4月1日から新年度の固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付を受けることができます。

#### ⑥ 4月1日から第1期の納期限まで、土地または家屋の価格(評価額)の縦覧期間

固定資産課税台帳の縦覧とは、毎年一定期間、自分の固定資産の価格と市内の他の類似の固定資産の価格とを比較し、価格が適正であるかを確認していただくものです。

※参考 固定資産課税台帳(兼名寄帳)の閲覧は、自己資産の価格の確認に加え税額などの確認となります。【⇒P54】

| 縦 覧 期 間      | 縦 覧 場 所             |
|--------------|---------------------|
| 4月1日～第1期の納期限 | 本庁資産税課・支所市民サービスグループ |

| 縦 覧 し よ う と す る 人      | 縦 覧  | 持 参 す る も の                                    |
|------------------------|------|------------------------------------------------|
| 納税者(固定資産税が課せられる納税義務者)  | できる  | ◎本人確認書類<br>(マイナンバーカード・<br>免許証・保険証・<br>納税通知書など) |
| 非課税や免税点未満の納税義務者        | できない |                                                |
| 納税者と同居の親族              | できる  | ◎委任を受けた人は委任状                                   |
| 納税者と別居の親族              | できない |                                                |
| 納税管理人・相続人              | できる  | ◎相続人(または委任を受け<br>た人)は被相続人との関係<br>が分かるもの(戸籍など)  |
| 納税者・納税管理人・相続人から委任を受けた人 | できる  |                                                |
| 借地・借家人                 | できない |                                                |
| 賦課期日以降の新所有者            | できない |                                                |
| 発送先人                   | できない |                                                |

#### ⑦ 5月上旬に課税明細書を添付した納税通知書を交付

価格(評価額)、課税標準額、税額などの課税明細書を添付した納税通知書を交付します。

#### ⑧ 価格(評価額)に対する審査申出・税額に対する審査請求期間

固定資産の『価格(評価額)』に対して不服がある場合は、第三者機関である固定資産評価審査委員会に対して審査申出を、固定資産の『課税標準額や税額』等について不服がある場合は佐賀市長に対して審査請求をすることができます。なお、審査申出、審査請求ができる期間は、いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内です。

## 5. 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

| 土 地  | 家 屋     | 償 却 資 産  |
|------|---------|----------|
| 30万円 | 20万円(※) | 150万円(※) |

※令和9年度以降、家屋は30万円、償却資産は180万円に免税点が引き上げられます

## 6. 納税の方法

固定資産税は、納税通知書により市から納税義務者へ直接通知され、5月・7月・9月・11月の4回の納期に分けて納めていただきます。

## 7. 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧とは、固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）や税額など自己の所有する固定資産の課税内容を確認することです。

納税通知書に添付されている課税明細書でも同様の内容を知ることができます。

| 閲 覧 期 間      | 閲 覧 場 所      |
|--------------|--------------|
| 4月1日～3月31日   | 本庁資産税課       |
| 4月1日～第1期の納期限 | 支所市民サービスグループ |

※閲覧手数料は1通300円です(縦覧期間のみ無料)

| 閲 覧 し よ う と す る 人        | 閲 覧  | 持 参 す る も の                                                                                                                              |
|--------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税者(固定資産税が課せられる納税義務者)    | できる  | ◎本人確認書類<br>(マイナンバーカード・免許証・保険証・納税通知書など)<br>◎委任を受けた人は委任状<br>◎相続人(または委任を受けた人)は被相続人との関係が分かるもの(戸籍など)<br>◎借地・借家人は、その契約書など<br>◎新所有者は登記識別情報通知書など |
| 非課税や免税点未満の納税義務者          | できる  |                                                                                                                                          |
| 納税義務者と同居の親族              | できる  |                                                                                                                                          |
| 納税義務者と別居の親族              | できない |                                                                                                                                          |
| 納税管理人・相続人                | できる  |                                                                                                                                          |
| 納税義務者・納税管理人・相続人から委任を受けた人 | できる  |                                                                                                                                          |
| 借地・借家人(該当物件のみ)           | できる  |                                                                                                                                          |
| 賦課期日以降の新所有者(該当物件のみ)      | できる  |                                                                                                                                          |
| 発送先人                     | できる  |                                                                                                                                          |

## 8. 土地に対する課税のしくみ

土地に対する固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価決定された土地の価格（評価額）をもとに課税標準額が算定され、税額が計算されます。

### 1 価格（評価額）の算定

土地の価格（評価額）は、地目別に定められた評価方法によって決定した1㎡あたりの価格にその土地の地積（面積）をかけて求めます。

$$\text{価格（評価額）} = \text{1㎡あたりの価格} \times \text{地 積}$$

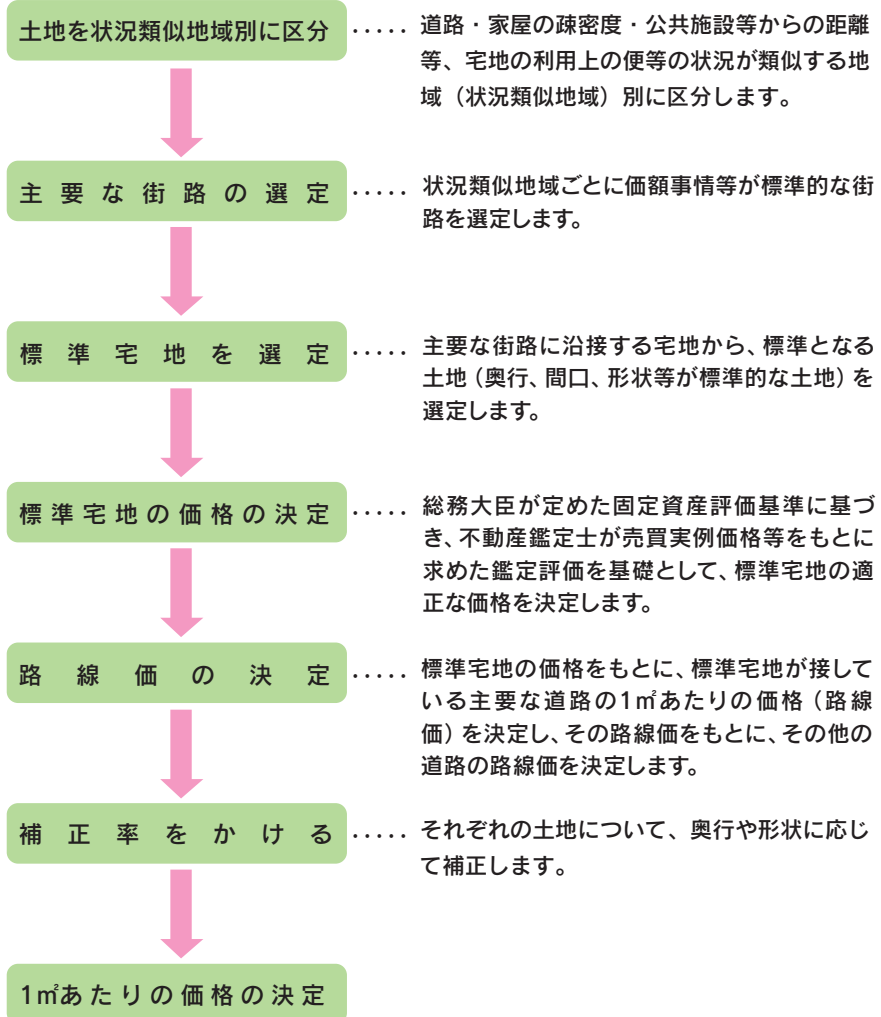
↑  
地目別に定められた  
評価方法により決定

**地 目**…… 地目とは土地の使用状況をいい、宅地、田・畑（あわせて「農地」といいます。）、山林、池沼、原野、雑種地などがあります。固定資産の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日現在の状況に基づきます。

**地 積**…… 地積とは、土地の面積をいい、原則としてその年の1月1日現在の登記簿に登記されている地積によります。

## 宅地の評価のしかた

宅地1㎡あたりの価格は、次のようにして決められます。



### 【注意】

上記の方法は、市街地宅地評価法の宅地等のもので、それ以外の宅地やその他の地目（農地・池沼・山林など）の土地は、別の方法で計算します。

## 2 課税標準額の算定

課税標準額は、税額計算のもとになる額のことをいい、原則として価格（評価額）が課税標準額となります。

しかし、土地については住宅用地に対する課税標準額の特例が適用される場合や税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

### ① 住宅用地の特例措置

住宅用地については、その税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が設けられています。

#### ●特例の対象となる住宅用地と面積

○特例の対象となる住宅用地は、次の2つです。

- ・専用住宅（もっぱら住まいとして使われている家屋）の敷地
- ・併用住宅（床面積の4分の1以上を住まいとして使われている家屋）の敷地

○特例の対象となる面積は、住宅の形態や居住部分の割合によって異なり、家屋の敷地面積に、下の表の住宅用地の率をかけて求めます。ただし、対象となる面積は、家屋の床面積の10倍が限度です。

| 住 宅 の 形 態               | 居住部分(床面積)の割合 | 住宅用地の率 |
|-------------------------|--------------|--------|
| 専 用 住 宅                 | 全 部          | 1.0    |
| 下 記 以 外 の 併 用 住 宅       | 4分の1以上2分の1未満 | 0.5    |
|                         | 2分の1以上       | 1.0    |
| 地上5階以上で耐火構造の<br>併 用 住 宅 | 4分の1以上2分の1未満 | 0.5    |
|                         | 2分の1以上4分の3未満 | 0.75   |
|                         | 4分の3以上       | 1.0    |

#### ●住宅用地の課税標準額の特例措置

住宅用地の特例措置は、面積に応じて次のようになります。

**小規模住宅用地**（住宅1戸あたり200㎡までの住宅用地）

$$\text{小規模住宅用地にかかる価格(評価額)} \times \frac{1}{6} = \text{課税標準額}$$

**その他の住宅用地**（住宅1戸あたり200㎡を超える部分の住宅用地ただし、家屋の床面積の10倍まで）

$$\text{その他の住宅用地にかかる価格(評価額)} \times \frac{1}{3} = \text{課税標準額}$$

## ② 税負担の調整措置

評価替えて価格（評価額）が上昇した場合、そのまま価格（評価額）を課税標準額として課税すると急激な負担増となりますので、これを緩和するため、次のように、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置がとられています。

$$\text{今年度の課税標準額} = \text{前年度の課税標準額} + \text{負担調整額}$$

※農地の場合、前年度の課税標準額×負担調整率となります。

### ●負担調整措置

負担調整措置は、商業地等の宅地、住宅用地、農地等により異なり、それぞれの負担水準の区分に応じて求めます。

#### 負担水準

負担水準とは、評価額に対する実際の税負担の割合をいいます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}(\times \text{住宅用地特例率})}$$

#### 商業地等の宅地

| 負担水準        | 負担調整措置                                           |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 70%超        | 評価額の70%まで引き下げ                                    |
| 60%以上～70%以下 | 前年度の課税標準額に据置き                                    |
| 20%以上～60%未満 | 前年度課税標準額+評価額×5%=(A)<br>(A)が評価額の60%を上回る場合は評価額の60% |
| 20%未満       | (A)が評価額の20%を下回る場合は評価額の20%                        |

#### 住宅用地

| 負担水準         | 負担調整措置                                                                        |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 100%以上       | 評価額×1/6(又は1/3)                                                                |
| 20%以上～100%未満 | 前年度課税標準額+評価額×1/6(又は1/3)×5%=(B)<br>(B)が評価額×1/6(又は1/3)を上回る場合は<br>評価額×1/6(又は1/3) |
| 20%未満        | (B)が評価額×1/6(又は1/3)の20%を下回る場合は<br>評価額×1/6(又は1/3)の20%                           |

## 農地

| 負 担 水 準       | 負担調整措置         |
|---------------|----------------|
| 90%以上         | 前年度課税標準額×1.025 |
| 80%以上 ～ 90%未満 | 前年度課税標準額×1.05  |
| 70%以上 ～ 80%未満 | 前年度課税標準額×1.075 |
| 70%未満         | 前年度課税標準額×1.10  |

## 市街化区域農地に対する課税

市街化区域農地は一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については農地と同様とされます。

## 宅地・農地以外の土地に対する課税

山林・その他の地目については、次の①又は②のうちいずれか低い額になります。

① 今年度の評価額×税率＝税額

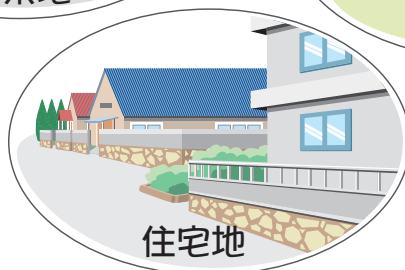
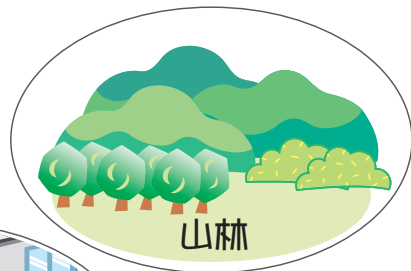
② (前年度課税標準額＋今年度の評価額×5%)×税率＝税額

※ただし、②により算定した額が今年度の評価額×20%×税率を下回る場合には、今年度の評価額×20%×税率となります

## 農業用施設の用に供する宅地の評価

平成12年度から市街化調整区域内に存する農業用施設（農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する施設）の用に供する宅地の評価は、付近の農地の価格に造成費相当額を加えた価格によって決定します。

ただし、住宅と一体利用している場合、既存宅地の場合及び近傍の土地との評価の均衡上、上記の方法によって評価することが適当でない場合を除きます。



# 令和8年度の固定資産税計算例

## ○住宅敷地の場合

- ・面 積……200㎡
- ・令和8年度の価格（評価額）…………… 6,000,000円
- ・令和7年度の課税標準額 …………… 900,000円

この土地は、全面積が小規模住宅用地に該当します。

### 1. 負担水準の算出

$$\begin{aligned}\text{負 担 水 準} &= \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \\ &= \frac{900,000\text{円}}{6,000,000\text{円} \times \frac{1}{6}} = 90\%\end{aligned}$$

### 2. 負担調整措置

負担水準(90%)が100%未満のため

$$900,000\text{円} + 6,000,000\text{円} \times \frac{1}{6} \times 5\% = 950,000\text{円}$$

### 3. 固定資産税額

$$\begin{aligned}\text{固定資産税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} \\ &= 950,000\text{円} \times 1.4\% = 13,300\text{円}\end{aligned}$$

住宅用地には  
特例があるのね。



## ○店舗敷地の場合

- ・ 面 積……250㎡
- ・ 令和8年度の価格（評価額） ……15,000,000円
- ・ 令和7年度の課税標準額 …… 7,500,000円

## 1. 負担水準の算出

$$\begin{aligned}\text{負担水準} &= \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \\ &= \frac{7,500,000\text{円}}{15,000,000\text{円}} = 50\%\end{aligned}$$

## 2. 負担調整措置

負担水準(50%)が60%未満のため

$$7,500,000\text{円} + 15,000,000\text{円} \times 5\% = 8,250,000\text{円}$$

## 3. 固定資産税

$$\begin{aligned}\text{固定資産税} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} \\ &= 8,250,000\text{円} \times 1.4\% = 115,500\text{円}\end{aligned}$$



住宅用地じゃないと  
こんなに違うんだ…

## 9. 家屋に対する課税のしくみ

家屋に対する固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて家屋の価格（評価額）を決定し、その評価額が課税標準額となり税額が計算されます。

### 1 価格（評価額）の算定

家屋の評価は、屋根・外壁・基礎・柱（壁体）・天井・内壁・床・建築設備などが対象となり、その評価額は再建築価格に経年減点補正率をかけて求めます。

$$\text{価格（評価額）} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

**再建築価格**……評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（資材費・労務費等）のことです。

**経年減点補正率**……家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

### 2 新築住宅に対する固定資産税の減額について

新築の一般住宅やマンション（共同住宅）などの居住用家屋で、下記の要件を満たす場合には固定資産税額が一定期間減額されます。

| 要 件    | 内 容                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居住割合要件 | 居住部分の割合が家屋の2分の1以上であること                                                                                                                                                      |
| 床面積要件  | 居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。<br>※令和8年3月31日以前に建築の住宅は50㎡以上（戸建て以外の賃貸住宅などは40㎡以上）280㎡以下。<br>※住宅に附属した物置、車庫等も面積要件に含まれます。<br>※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については【専有部分床面積＋持分で按分した共用部分床面積】となります。 |

#### ①減額される税額

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 専 用 住 宅 | 床面積が120㎡までの場合、税額の2分の1<br>床面積が120㎡を超える場合、120㎡に相当する税額の2分の1 |
| 併 用 住 宅 | 居住部分に対する税額を按分計算したのち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。                   |

#### ②減額される期間

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 一般住宅（下記以外の住宅）        | 新築後3年度分 |
| 3階建て以上の中高層耐火住宅・準耐火住宅 | 新築後5年度分 |

#### ③申告書の提出

新築した翌年の1月31日までに申告すること。

### 3 認定長期優良住宅(200年住宅)に対する固定資産税の減額制度について

新築された住宅のうち、一定の基準に適合する認定長期優良住宅について、市に申告することによって固定資産税が一定期間減額されます。

#### ①要 件

- ア 令和13年3月31日までに新築されたもの
- イ 耐久性、安全性の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、認定を受けて建設された住宅
- ウ 居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること  
 ※令和8年3月31日以前の住宅は50㎡以上(戸建て以外の賃貸住宅などは40㎡以上)280㎡以下
- エ 居住部分の割合が家屋の2分の1以上であること

#### ②減額される期間

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 一般住宅(下記以外の住宅)        | 新築後5年度分 |
| 3階建て以上の中高層耐火住宅・準耐火住宅 | 新築後7年度分 |

#### ③減額される税額

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 専 用 住 宅 | 床面積が120㎡までの場合、税額の2分の1<br>床面積が120㎡を超える場合、120㎡に相当する税額の2分の1 |
| 併 用 住 宅 | 居住部分に対する税額を按分計算したのち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。                   |

#### ④申告書の提出

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類を添付して、新築した翌年の1月31日までに申告すること。

## 4 住宅の耐震改修に対する固定資産税の減額制度について

建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するため住宅を改修工事された場合、下記の要件を満たしており、工事完了日から3か月以内に申告すれば、固定資産税が一定期間減額されます。

### ①要 件

- ア 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- イ 令和13年3月31日までに改修工事を完了したもの
- ウ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がされたものであること
- エ 耐震改修工事費が1戸あたり50万円を超えていること
- オ 店舗等併用家屋の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること

### ②減額される年度

工事が完了した年の翌年度（1年度分のみ）

※改修直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修工事が完了した翌年度から2年度分。

### ③減額される税額

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 専 用 住 宅 | 床面積が120㎡までの場合、税額の2分の1<br>床面積が120㎡を超える場合、120㎡に相当する税額の2分の1 |
| 併 用 住 宅 | 居住部分に対する税額を按分計算したのち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。                   |

※平成29年4月1日以降に改修工事が行われ、認定長期優良住宅になった場合、減額される税額は3分の2になります。また、改修直前に「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、初年度は3分の2、2年度目は2分の1。

## 5 住宅以外の耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額制度について

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物について、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます。

減額を受けるには申告が必要ですので、詳しいことは資産税課にお問い合わせください。

## 6 住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度について

高齢者、要介護・要支援認定者、障がい者がお住まいの住宅を、バリアフリー改修工事された場合、下記の要件を満たしており、工事完了日から3か月以内に申告すれば、翌年度の固定資産税額が3分の1減額されます。

### ①要 件

- ア 新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること
  - ※併用住宅の場合、居住部分の面積割合が2分の1以上であること
- イ 令和13年3月13日までに改修工事を完了したもの
- ウ 申告時点において次のいずれかの方が居住する（賃貸住宅を除く）住宅であること
  - A 改修工事完了年の翌年1月1日現在で65歳以上となる方
  - B 介護保険法第19条に定める要介護認定又は要支援認定を受けている方
  - C 障がい（地方税法施行令第7条に定める範囲）のある方
- エ 補助金等を控除した後の対象工事費が1戸あたり50万円を超えていること
- オ 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
  - ※令和8年3月31日以前に改修の住宅は50㎡以上280㎡以下
  - ※耐震改修による減額との併用はできません。

### ②改修工事内容

- ア 廊下の拡幅
- イ 階段の勾配の緩和
- ウ 浴室の改良
- エ 便所の改良
- オ 手すりの取付け
- カ 床の段差の解消
- キ 引き戸への取替え
- ク 床表面の滑り止め化

### ③減額される年度

工事が完了した年の翌年度（1年度分のみ）

### ④減額される税額

|         |                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 専 用 住 宅 | 床面積が100㎡までの住宅は、税額の3分の1<br>床面積が100㎡を超える住宅は、100㎡に相当する税額の3分の1 |
| 併 用 住 宅 | 居住部分に対する税額を按分計算したのち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。                     |



## 7 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

既存住宅で新たに現行の省エネ基準に適合する改修工事をされた場合、下記の要件を満たしており、工事完了日から3か月以内に申告すれば、翌年度の固定資産税額が3分の1減額されます。

### ①要 件

- ア 平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）であること
    - ※併用住宅の場合、居住部分の面積割合が2分の1以上であること
  - イ 令和13年3月31日までに改修工事を完了したもの
  - ウ 省エネ改修工事であることが証明されたものであること
  - エ 改修後の住宅の床面積が40㎡以上、240㎡以下であること
    - ※令和8年3月31日以前に改修の住宅は50㎡以上280㎡以下
  - オ 補助金等を控除した後の対象工事費が次のいずれかに当てはまること
    - A 対象工事費が60万円を超えていること
    - B 対象工事費が50万円を超えていて、太陽熱利用冷温熱装置、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム、エアコンディショナーもしくは太陽光発電設備の設置に係る工事費と合わせて60万円を超えていること
- ※耐震改修による減額との併用はできません。

### ②改修工事内容 ※アからエまでの工事のうち、アの工事は必須です。

- ア 窓の断熱改修工事
- イ 床の断熱改修工事
- ウ 天井の断熱改修工事
- エ 壁の断熱改修工事

### ③減額される年度

工事が完了した年の翌年度（1年度分のみ）

### ④減額される税額

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 専 用 住 宅 | 床面積が120㎡までの場合、税額の3分の1<br>床面積が120㎡を超える場合、120㎡に相当する税額の3分の1 |
| 併 用 住 宅 | 居住部分に対する税額を按分計算したのち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。                   |

※平成29年4月1日以降に改修工事が行われ、認定長期優良住宅となった場合、減額される税額は3分の2になります。

## 8 サービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税の減額措置について

新築された住宅のうち、一定の基準に適合するサービス付き高齢者向け住宅について、下記の要件を満たしている場合、市に申告することによって固定資産税が一定期間減額されます。

### ① 要 件

- ア 主要構造部が耐火構造であること  
建築基準法第2条第9号の3イまたはロに該当、または総務省令で定める建築物
- イ 当該借家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるものまたはサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること
- ウ 当該借家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載された住宅の戸数が10戸以上であること
- エ 居室面積が1戸あたり30㎡以上160㎡以下であること
- オ 令和9年3月31日までに新築されたもの

### ② 減額される税額

居室面積1戸につき（上限120㎡まで）税額の3分の2を減額（わがまち特例）  
※ サービス付き高齢者向け住宅以外の用途部分は減額対象外。

### ③ 減額される期間

新築後5年度分

### ④ 申告書の提出

新たに固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日まで

## 9 マンションの長寿命化工事に伴う固定資産税の減額措置について

管理計画の認定等を受けたマンションについて、下記の要件を満たしている場合、工事の完了日から3か月以内に申告すれば、翌年度の固定資産税が3分の1減額されます。

### ① 要 件

- ア 築20年以上・総戸数10戸以上の区分所有マンション
  - ※ 複合用途の場合、事務所・店舗も1戸としてカウント
  - ※ 居住用床面積が全体の2分の1以上
  - ※ 減額対象は「居宅」部分のみ
- イ 令和9年3月31日までに、次の大規模修繕工事を一体的に完了し、過去にも同様の工事をすべて行っていること
  - ・屋根防水工事（屋上防水・勾配屋根防水等）
  - ・床防水工事（解放廊下・バルコニー等）
  - ・外壁塗装等工事（躯体コンクリート補修・外壁塗装等）
- ウ 管理計画認定マンション または 助言・指導を受けた管理組合であること
  - ・管理計画認定マンション：認定基準適合のため修繕積立金を引き上げを行った場合
  - ・助言・指導を受けた管理組合：長期修繕計画の作成・見直し等を行い、一定基準に適合する場合

### ② 減額される範囲

一戸当たりの床面積100㎡を限度に、固定資産税額の3分の1を減額  
※床面積＝専有部分＋共有部分（共有廊下、エントランスなど）按分

### ③ 減額される年度

完了した年の翌年度（1年度分のみ）

### ④ 申告できる者

所有者（区分登記所有者）  
※管理組合等の代表者が必要書類を提出することで、当該マンションの各所有者の申告をまとめて行うことができます。

### ⑤ 他の固定資産税減額措置との併用について

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税減額措置との併用はできません。

## 10. 償却資産に対する課税のしくみ

償却資産に対する固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、価格（評価額）を決定し、その価格が課税標準額となり、税額が計算されます。

### 1 価格（評価額）の算定

償却資産の評価は、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して行います。

#### ①前年中に取得された償却資産の評価

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \left( 1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

#### ②前年前に取得された償却資産の評価

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

#### 【注意】

ただし、②により求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合は、その資産が事業の用に使われている間は、取得価額の5%の額を価格とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、旧定率法です。

**取得価額**……… 資産を取得したときの購入価格で、設置に伴う付帯工事費等を含みます。なお、所得税法および法人税法と異なり圧縮記帳の制度はありませんので、公的機関の補助金等で購入した資産については、補助金等も含んだ額が取得価額となります。

**減価率**……… 耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。（旧定率法）

### 2 償却資産の申告

償却資産については、地方税法第383条の規定により、市町村長への申告が義務付けられています。

#### ①申告が必要な方

事業を行っている方で、佐賀市内に償却資産をお持ちの方。

#### ②申告の時期

毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月末日までに申告していただきます。

### ③無申告または虚偽の申告をされた場合

正当な理由なくして申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、地方税法第354条の2の規定により国税資料の閲覧調査を行い、調査結果に基づき推計課税を行う場合があります。

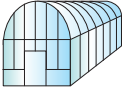
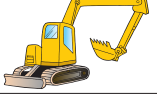
また、無申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行いますので、提出期限までに申告をお願いします。

### ④申告書について

佐賀市において、義務者として既に登録されている方については、申告時期のおよそ1か月前にご自宅または法人の所在地に申告書、または申告案内はがきをお送りしております。なお、申告書が必要な方は、資産税課までご連絡ください。

## 3 償却資産の種類

固定資産税の課税対象となる償却資産は、事業用の資産で以下のようなものがあります。

|                                                                                     |        |               |                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|--------------------------------------------------------------|
|    | 1<br>種 | 構 築 物         | 舗装路面、広告塔、外構、門扉、受変電設備、屋外給排水設備、緑化施設、簡易間仕切り、ビニールハウスなど           |
|   | 2<br>種 | 機 械、装 置       | 工作機械、建設機械、印刷機械、農業用機械、漁業用機械、太陽光発電設備など                         |
|  | 3<br>種 | 船 舶           | 漁船、ボート、釣船、遊覧船など                                              |
|  | 4<br>種 | 航 空 機         | ヘリコプターなど                                                     |
|  | 5<br>種 | 車両、運搬具        | 大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど）、トロックなど                     |
|  | 6<br>種 | 工具、器具、<br>備 品 | パソコン、コピー機、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、陳列ケース、防犯カメラ、レジスター、理美容機器、その他の什器備品など |

なお、次のようなものは対象となりません。

- ① 無形減価償却資産（漁業権、特許権、電話加入権、ソフトウェアなど）
- ② 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ③ 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の資産で損金算入したもの
- ④ 取得価額20万円未満の資産で、所得税法または法人税法上3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

#### 4 実地調査へのご協力

地方税法第353条および第408条の規定に基づいて、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

また、実地調査に伴って追加申告をお願いすることもあります。その場合は、現年度だけでなく過年度にも遡及して課税することもあります。



# 都市計画税

都市計画区域は、都市を計画的に開発していく上で市街化を促進する『市街化区域』と、農業用地保全や緑地保全を重点とし市街化を抑制する『市街化調整区域』に分類されます。

都市計画税は、公園・緑地の整備、下水道・水路の整備、公共施設などの施設整備や、土地区画整理や開発許可による住宅地・商業地などの面的整備の費用に使われている目的税です。

## 1. 都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画区域内の市街化区域内に固定資産（土地・家屋）を所有している人が納税義務者になります。

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 土地 | 土地登記簿または土地補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人 |
| 家屋 | 建物登記簿または家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人 |

## 2. 税額の計算

都市計画税の税率は0.25%です。

$$\text{都市計画税} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(0.25\%)$$

| 区 分 |          | 固定資産税の課税標準額   | 都市計画税の課税標準額   |
|-----|----------|---------------|---------------|
| 家 屋 |          | 価格(評価額)       | 価格(評価額)       |
| 土 地 | 小規模住宅用地  | 価格(評価額)の6分の1  | 価格(評価額)の3分の1  |
|     | 一般住宅用地   | 価格(評価額)の3分の1  | 価格(評価額)の3分の2  |
|     | 市街化区域の農地 | 価格(評価額)の3分の1  | 価格(評価額)の3分の2  |
|     | 非住宅用地    | 価格(評価額)の10分の7 | 価格(評価額)の10分の7 |

※ 上記の土地の課税標準額は、実際の税額計算では税負担の調整措置【⇒P57】が講じられますのでこの額より低く算定される場合があります。また、新築住宅に対する軽減措置はありません。

### ●免税点

固定資産税の課税標準額が免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。【⇒P54】

## 3. 納税の方法

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただくようになっています。

YES NO

check

自分で試してみるチェックコーナー

## 固定資産税がかかる人、かからない人

次の設問に答えて、自分に固定資産税がかかるかどうかみてみましょう。  
償却資産の固定資産税については、P50、P69をご覧ください。

令和8年1月1日(賦課期日)現在、  
佐賀市内の固定資産の登記名義人  
になっていますか？

いいえ

はい

いいえ

はい

令和8年度の固定資産税が  
かかります。  
※賦課期日(令和8年1月1日)  
現在の登記名義人に課税され  
ます。

令和8年度の固定資産税は  
かかりません。  
※令和8年1月2日以降に登記  
名義人になった場合は、令和9年  
度分から課税されます。

## Question

& Answer

ご質問にお答えします。

Q

建物を新築や増築したときの届出は必要ですか？

A

不動産登記法により、新築や増築をした場合は法務局に建物の表題登記申請をしなければなりません。後日、法務局から佐賀市に連絡通知があり、固定資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されます。

ただし、事情により新築・増築された年内に登録ができない場合は、佐賀市に「家屋補充課税台帳名義人届」を提出していただき、現実の所有者を認定し固定資産補充課税台帳に登録し課税させていただきます。資産税課へご連絡下さい。

.....

Q

建物を全部取り壊したとき、又は一部取り壊したときの届出は必要ですか？

A

不動産登記法により、建物を壊した場合は法務局に建物の滅失登記申請をしなければなりません。後日、法務局から佐賀市に連絡通知があり、固定資産税は取り壊された年の翌年度から課せられなくなります。

ただし、未登記物件の場合は資産税課へご連絡下さい。

## 売買した土地・家屋の固定資産税は？



私は、令和7年11月に土地と家屋を売り、令和8年2月に所有権移転登記を済ませましたが、この土地と家屋の令和8年度の固定資産税はだれにかかりますか。



固定資産税は、その年の1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている人に課税することになっています。【⇒P50】

あなたの場合、令和8年1月1日現在では所有権移転登記が済んでいませんので、この土地・家屋に対する令和8年度の固定資産税は、あなたにかかります。

.....



私は、令和8年6月に土地を購入しましたが、売主から固定資産税を月割で負担してほしいと言われました。私が負担する月数はどう計算したらよいでしょうか。



固定資産税は、1月1日現在の所有者に対してその年の税を負担していたくものであって、一定の期間所有していたことに対する税ではありません。

したがって、固定資産税の負担期間は、1月～12月とか、4月～翌年3月とかは特に定められてはいませんので、負担する月数は、売主と買主の話し合いで決めていただくことになります。

なお、最近ではトラブルを防ぐため、税負担をどうするかは売買契約書に記載されていることも多いようです。

## 土地の固定資産税が毎年上がるのは？



土地については、3年に一度評価替えが行われ、次の評価替えまでは価格が据え置かれると聞きましたが、毎年固定資産税が上がるのはどうしてでしょうか。



評価替えは3年に一度ですが、評価替えで価格（評価額）が上がった場合、評価額をもとに課税すると税負担が急激に増加してしまいます。

その急激な負担増を緩和するため、前年度の税負担を基礎として、段階的に本来の負担額に近づけていくという税負担の調整措置【⇒P58】が適用されている場合は、調整措置が終わるまで、毎年固定資産税が上がりません。

**Q**uestion  
& **A**nswer

ご質問にお答えします。

**固定資産税が急に高くなったのは？**

私は、令和4年9月に木造2階建て住宅を新築しましたが、令和8年度から家屋の固定資産税が急に高くなっています。どうしてでしょうか。



住宅の新築促進を図るため、新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で一定の要件にあてはまる家屋について、居住部分120㎡までの税額が2分の1に減額されます。【⇒P62】

減額される期間は、あなたがお持ちの住宅では3年度分ですから、あなたの場合、令和5年度から令和7年度まで税額が2分の1に減額されていました。令和8年度からはその減額措置がなくなったので、正規の税額で課税することになり、結果的に税額が高くなることになったものです。

.....



私は、令和7年9月に住宅を取り壊して駐車場にしましたが、令和8年度の土地の固定資産税が急に高くなって驚いています。どうしてでしょうか。



住宅政策の一環として、住宅用地については、特にその税負担を軽減するために特例措置が設けられています。【⇒P57】

住宅用地とは1月1日現在で住宅の敷地として使用されている土地をいい、あなたの場合、令和7年に住宅を取り壊し、令和8年1月1日現在で駐車場になっているので住宅用地の特例措置が受けられず、令和8年度から税額が上がってしまったのです。



## 家屋は古くなっているのに固定資産税が下がらないのは？



私の住んでいる家屋は古くなっているのに、なぜ家屋の固定資産税は下がらないのですか。



家屋の価格（評価額）は、3年ごとの基準年度に見直され（**評価替え**）、つぎの方式により決定されます。

**再建築価格 × 経年減点補正率 = 価格（評価額）** 【⇒ P62】

家屋が古くなっても、固定資産税は下がらない場合もあります。それには下記の2つの場合が考えられます。

- ① 「建築費の上昇による増価が経過年数による減価を上回る場合」…評価替え前に適用されていた評価額を上回ることになりますが、その場合は前の評価額に据え置く措置が取られます。
- ② 「経過年数による減価措置が最下限である新築時の20%に達している場合」…それ以後は再建築価格の減少によってだけ評価額が下がるようになります。

**再 建 築 価 格**… 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費のことです。

**経年減点補正率**… 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。



# 軽自動車税

**軽自動車税**は、三輪以上の軽自動車のほか、原動機付自転車、軽二輪、自動二輪及び小型特殊自動車（これらを軽自動車等といいます。）を所有している人にかかる税です。

## 軽自動車税

### 1. 軽自動車税のかかる人（納税義務者）

軽自動車税の納税義務者は、毎年**4月1日（賦課期日）**現在、市内に主たる定置場（駐車場等）がある軽自動車等を所有している人です。したがって、4月1日に所有していれば、4月2日以降に廃車・譲渡をしてもその年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。

### 2. 軽自動車税税額

#### ○原動機付自転車、軽二輪、自動二輪及び小型特殊自動車

| 区 分                          |                                                                                                       | 税率(年税額) |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 原動機付自転車                      | 総排気量が50cc以下のもの（ミニカー*除く）<br>定格出力が0.6kw以下のもの（特定小型原動機付自転車含む）<br>総排気量が125cc以下かつ<br>最高出力が4.0kw以下のもの（新基準原付） | 2,000円  |
|                              | 総排気量が50ccを超え90cc以下のもの<br>定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの                                                      | 2,000円  |
|                              | 総排気量が90ccを超え125cc以下のもの<br>定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下のもの                                                     | 2,400円  |
|                              | 三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの（ミニカー*）<br>定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの                                         | 3,700円  |
| 軽二輪（総排気量が125ccを超え250cc以下のもの） |                                                                                                       | 3,600円  |
| 自動二輪（総排気量が250ccを超えるもの）       |                                                                                                       | 6,000円  |
| 小型特殊自動車                      | 農耕用（コンバイン及びトラクタなどで乗用装置のあるもの）                                                                          | 2,400円  |
|                              | その他（フォークリフト、ショベルローダーなど）                                                                               | 5,900円  |

\* ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下（定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下）のもののうち、車室を備えるもの又は輪距が0.5mを超えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ、輪距が0.5m以下の三輪（屋根付三輪）は除かれます。

### ○三輪以上の軽自動車

- ・平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、最初の新規検査から13年までは旧税率のままです。
- ・初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）は、平成28年度から次の表の経年重課の税率が適用されています。

| 区 分                          |     |       | 税 率（年 税 額）                |                          |                           |
|------------------------------|-----|-------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
|                              |     |       | 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両 | 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両 | 最初の新規検査から13年を経過した車両（経年重課） |
| 三輪で総排気量が660cc以下のもの           |     |       | 3,100円                    | 3,900円                   | 4,600円                    |
| 四輪以上のもの<br>(総排気量が660cc以下のもの) | 乗 用 | 営 業 用 | 5,500円                    | 6,900円                   | 8,200円                    |
|                              |     | 自 家 用 | 7,200円                    | 10,800円                  | 12,900円                   |
|                              | 貨 物 | 営 業 用 | 3,000円                    | 3,800円                   | 4,500円                    |
|                              |     | 自 家 用 | 4,000円                    | 5,000円                   | 6,000円                    |

### ○環境負荷の小さな車両の税率（グリーン化特例）について

- ・グリーン化特例（軽課）は、四輪の軽自動車で、一定の基準（燃費性能等）を満たすものについて、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置です。

#### ・対象車及び軽減される割合

| 乗 用                                  | 貨 物            | 軽減の割合  |
|--------------------------------------|----------------|--------|
| 電気自動車・天然ガス自動車等                       | 電気自動車・天然ガス自動車等 | 約75%軽減 |
| 令和12年度燃費基準－10%達成車<br>かつ、令和2年度燃費基準達成車 |                | 約50%軽減 |

＊網掛け部分については、営業用の乗用車に限ります。

＊約50%軽減の対象は、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車で、平成17年排出ガス基準値比75%低減達成又は平成30年排出ガス基準値比50%低減達成の車両に限ります。

＊天然ガス自動車は、平成21年排出ガス基準値比でNOx(窒素酸化物)10%低減又は平成30年排出ガス基準に適合した車両に限ります。

＊各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## ・軽減後の税率

| 区 分                              |     |     | 税 率 ( 年 税 額 ) |        |
|----------------------------------|-----|-----|---------------|--------|
|                                  |     |     | 約50%軽減        | 約75%軽減 |
| 四輪以上のもの<br>(総排気量が660cc<br>以下のもの) | 乗 用 | 営業用 | 3,500円        | 1,800円 |
|                                  |     | 自家用 |               | 2,700円 |
|                                  | 貨 物 | 営業用 |               | 1,000円 |
|                                  |     | 自家用 |               | 1,300円 |

### 3. 申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、所有している人の申告にもとづいて判断します。軽自動車等を所有したり、所有者が転居した場合は15日以内に、また軽自動車等を廃車や譲渡売却した場合には30日以内に、次の場所へ申告してください。

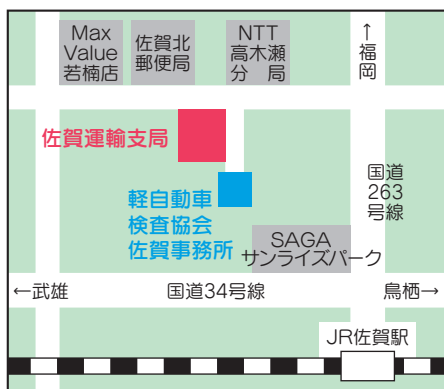
#### ◎市役所での申告が必要な車両

| 車 種                                | 申 告 先         | 申告の内容   |    | 必 要 な も の                                |
|------------------------------------|---------------|---------|----|------------------------------------------|
| 原動機付<br>自 転 車<br><br>小型特殊<br>自 動 車 | 市役所3階<br>市民税課 | 登録      | 購入 | 本人確認書類・販売証明                              |
|                                    |               |         | 譲渡 | 本人確認書類・譲渡証明<br>ナンバープレート(他市町村のものがついている場合) |
|                                    |               |         | 転入 | 本人確認書類<br>ナンバープレート(他市町村で廃車手続きが済んでいない場合)  |
|                                    |               | 廃車(転出)  |    | 本人確認書類・ナンバープレート                          |
|                                    |               | 車 体 変 更 |    | 本人確認書類・販売証明又は譲渡証明                        |

#### ◎市役所以外での申告が必要な車両

以下の車両は下記の場所で手続きしていただくことになります。詳しくはそれぞれの申告先へお問い合わせください。

| 車 種                                     | 申 告 先                                               |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 軽二輪<br>(250cc以下)<br>自動二輪<br>(250ccを超える) | 佐賀運輸支局<br>佐賀市若楠二丁目7-8<br>☎050-5540-2082             |
| 軽三輪<br>軽四輪                              | 軽自動車検査協会<br>佐賀事務所<br>佐賀市若楠二丁目10-8<br>☎050-3816-1754 |



## 4. 納税の方法

軽自動車税は、市役所から送付された納税通知書により5月末日までに納めてください。

なお、**軽自動車税には月割課税制度はありません**。したがって、4月2日以降に廃車の手続きをした場合は、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

また4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度分の税金はかかりません。

### ●軽自動車税継続検査用納税証明書

令和5年1月から軽自動車納税確認システム（軽JNKS）が運用開始され、軽自動車税の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、車検（継続検査）時の継続検査用納税証明書の提示が原則不要になりました。

#### ○注意事項

- ・納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。  
納付後すぐに継続検査（車検）を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書（口座振替の方を除く）に添付された継続検査用納税証明書に領収日付印が押印されたものをご提示いただくか、市役所の窓口で納税証明書を申請してください。

## 5. 減免

身体障がい者等本人又は同一世帯の親族等が所有する軽自動車などは、申請にもとづき減免される場合があります。ただし、減免は身体障がい者等1人につき1台に限られます。自動車税の減免を受けている人や、福祉タクシー券の助成を受けている人は受けられません。

新たに申請される方は、納期限までに市民税課で手続きをしてください。（土日を除く）

#### 手続きに必要なもの

- ・納税通知書（納付前のもの）
- ・身障者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等
- ・運転免許証（運転者のもの）  
※マイナ免許証の場合は、免許情報が確認できるもの
- ・個人番号カード又は個人番号が確認できるもの（納税義務者のもの）

#### 【注意】

障がいの内容、程度によっては減免の対象にならない場合がありますので、お問い合わせのうえお越しください。

## 年度途中で廃車した場合の税金は？

**Q** 私は令和8年度の軽自動車税を5月末に納めましたが、8月に軽自動車を廃車しました。年度途中で廃車した場合、軽自動車税はいくらか戻ってくるのでしょうか。

**A** 軽自動車税の納税義務者は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人です。したがって、あなたの場合、8月に軽自動車を廃車していても、4月1日現在は所有されていますので、今年度まで軽自動車税はかかることになります。  
また軽自動車税は、月割の還付はありません。

## 盗難にあった場合の手続きは？

**Q** 去年盗難にあい、バイク（原動機付自転車）もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか。

**A** まず警察に盗難届を出してください。その後、市民税課でバイクの廃車手続きをしてください。手続きをしないと来年度以降も税金がかかります。

また、4月1日以前に盗難にあい盗難届を出されている場合、課税を取り消すことができる場合がありますので、盗難届出証明をお持ちになり手続きをしてください。

## 佐賀市に転入してきた場合の手続きは？

**Q** 私は、A市から佐賀市に転入してきました。50ccのバイクを持っているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

**A** 転入された場合は、バイクの主たる定置場のある佐賀市のナンバープレートの交付を受けていただく必要があります。

A市のナンバープレートをお持ちになり、市民税課で登録手続きをしてください。

# 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

## 1. 市たばこ税を納める人（納税義務者）

市たばこ税の納税義務者は製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者です。しかし、たばこの小売価格のうちには、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのはたばこを買う人です。

## 2. 税額の計算

市たばこ税 = 売渡し等をした製造たばこの本数 × 税率 ←税率は1,000本あたり6,552円

### 【加熱式たばこの課税方式の見直し】

加熱式たばこは、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠くことから、税負担差を解消するため、加熱式たばこの課税方式が見直されます。

令和8年4月1日と同年10月1日の2段階に分けて、紙巻きたばこと同程度の水準に引き上げられます。

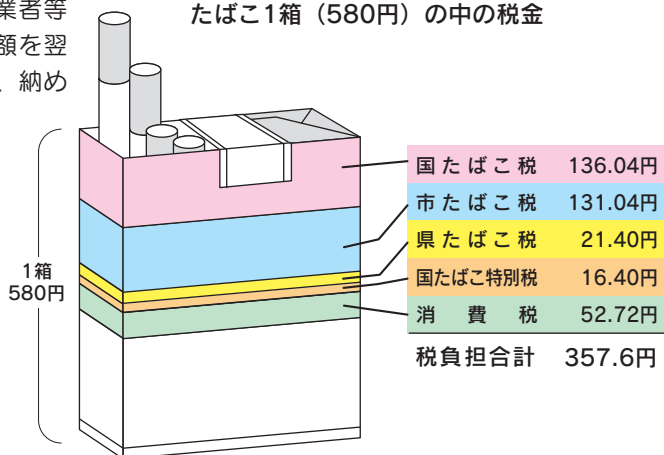
佐賀市内で  
購入されたたばこは、  
佐賀市の税収入に  
なります。



## 3. 納税の方法

製造たばこの製造業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めます。

たばこ1箱（580円）の中の税金



# 第3章

## 市税の納付など



バルーンフェスタ

- 納税のご案内
- 市税に関する不服申立て

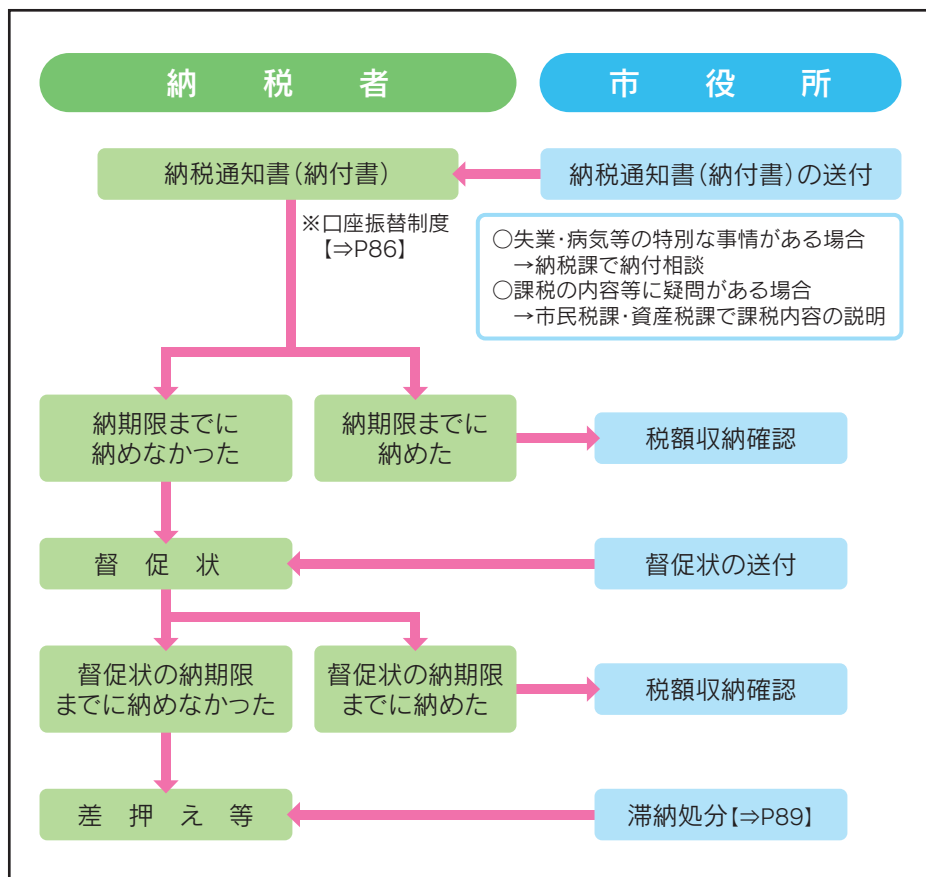
# 納税のご案内

市税の納税者には、毎年同じ時期に市役所から税の種類(税目)ごとに納税通知書をお送りしています。

この納税通知書にはそれぞれ納期ごとに納付書がついており、納期限や納付場所など納めるのに必要な情報が記載されていますので、よく確認し、忘れず納期限内に納めるようにしましょう。

なお、口座振替制度をご利用されている方には、納付書はついていません。

## 納税のしくみ



## 市税を納めるには

### 1. 市税の納期

※納期限は各納期月の末日です。ただし土・日・祝日の場合は翌営業日となります

| 納期月                     |                  | 4                          | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1           | 2 | 3           |
|-------------------------|------------------|----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-------------|---|-------------|
| 税 目                     |                  |                            |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
| 市 民 税<br>県 民 税<br>森林環境税 | 普 通 徴 収          |                            |    | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |    | 4期 | 【※1】<br>随1期 |   | 【※1】<br>随2期 |
|                         | 年金からの<br>特 別 徴 収 | 公的年金から天引き                  |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
|                         | 給与からの<br>特 別 徴 収 | 【※2】徴収した月の翌月10日まで          |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
| 法人市民税                   | 中間(予定)           | 事業年度開始の日より6か月を経過した日から2か月以内 |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
|                         | 確 定              | 事業年度終了の翌日の日から2か月以内         |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
| 固定資産税・都市計画税             |                  |                            | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |    | 4期 |    |             |   | 【※1】<br>随期  |
| 軽自動車税(種別割)              |                  |                            | 1期 |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
| 市 た ば こ 税               |                  | 売り渡した日の翌月末日まで              |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |
| 入 湯 税                   |                  | 徴収した月の翌月15日まで              |    |    |    |    |    |    |    |    |             |   |             |

【※1】 随時課税が発生することがあります

【※2】 市民税・県民税・森林環境税の給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収します

市税は、忘れずに納期限内に納めるようにしましょう。

### 納 付 相 談 は お 早 め に

納税者が災害を受けたり、病気にかかった場合や、事業に著しい損失を受けたときなど、どうしても納税が困難な場合は、納税課へ早めに納付相談をしてください。

納税課 ☎40-7076・☎40-7077

## 2. 市税を納める方法

### 1 納税通知書と納付書

納税通知書とは、課税の内訳等が記載されたもので、納付書とは、税金を払い込むときに必要なものです。納税通知書と各納期の納付書は、税目ごとに毎年、第1期の納付月にお送りしています。

納税通知書が届いていない場合やご住所・お名前に誤りや異動があった場合には、課税担当課（市民税課、資産税課）まで至急ご連絡ください。

納付書を破損した場合や紛失した場合は、納税課までご連絡ください。

### 2 現金での納付

現金で納める際には、納付書を金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所本庁納税課・各支所窓口へお持ちください。また、納められた後、領収証書は**大切に保管**してください（領収証書の再発行はできません）。

|                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐賀市役所本庁納税課、各支所窓口                                                                                                                                                                                                           |
| 全国の地方税統一QRコード対応金融機関                                                                                                                                                                                                        |
| 佐賀市公金取扱金融機関<br>○詳細は <a href="#">佐賀市ホームページ</a> をご確認ください。<br>○ゆうちょ銀行・郵便局は九州内に限ります（沖縄県を除く）                                                                                                                                    |
| 全国のコンビニエンスストア<br>○表面にバーコードが印刷されている納付書が対象です（30万円以下のもの）<br>○店舗詳細は <a href="#">佐賀市ホームページ</a> をご確認ください<br>○次の場合はコンビニエンスストアで納付できません<br>・納付書の破損・汚損などによりバーコードが読み取れない場合<br>・納付書の金額を訂正した場合<br>・バーコードが印字されていない場合<br>・納付書記載の納期限を過ぎた場合 |

窓口混雑緩和のため、口座振替等のキャッシュレス決済を積極的にご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

### 3 口座振替制度

口座振替制度とは、市税を納期ごとに指定の預（貯）金口座から自動的に納める制度です。口座振替は、自動的に振り替えて納付されるのであんしんです。また、納期ごとに金融機関等へ支払いに行く必要はなく確実です。

|                               |                                           |          |                       |                |
|-------------------------------|-------------------------------------------|----------|-----------------------|----------------|
| 利用できる市税の種類                    | 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税【※1】 |          |                       |                |
| 取扱金融機関                        | 佐賀銀行                                      | みずほ銀行    | 長崎銀行                  | 佐賀県信用農業協同組合連合会 |
|                               | 佐賀共栄銀行                                    | 三井住友銀行   | 十八親和銀行                | 佐賀県農業協同組合      |
|                               | 佐賀信用金庫                                    | 福岡銀行     | 九州労働金庫                | 佐賀市中央農業協同組合    |
|                               | 佐賀東信用組合                                   | 西日本シティ銀行 | ゆうちょ銀行（郵便局）           |                |
|                               | 佐賀県医師信用組合                                 | 大川信用金庫   | 九州信用漁業協同組合連合会（佐賀県内店舗） |                |
| ※下線の金融機関はWeb口座振替受付サービスが利用できます |                                           |          |                       |                |
| 口座振替できる預金種目                   | 普通預金、当座預金、納税準備預金（九州労働金庫を除く）               |          |                       |                |
| 申込期限                          | ご希望の納期の1か月前まで                             |          |                       |                |
| 振替日                           | 各納期月の末日<br>（ただし、土・日・祝日の場合は翌営業日となります）【※2】  |          |                       |                |

※一定期間振替実績がない等の理由により、予告なく解約となる場合があります。

#### 口座振替申し込み方法

##### ①Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンなどから、いつでも、どこでも、簡単に手続きができます。詳細は、右記QRコードを読み取りご確認ください。

URL : <https://www.city.saga.lg.jp/kurashi/zeikin/2/1/1/1975.html>



##### ②書面での申し込み

預貯金口座のある佐賀市内の上記金融機関へ申し込みください。印鑑照合等をその場でできるため、より早く手続きできます。納税課（本庁3階）または各支所でも申し込み可能です。

※郵送での申し込みを希望の場合は、申込書（口座振替依頼書）をお送りしますので、納税課までご連絡ください。

#### 【※1】同一世帯でも納税義務者ごとに口座振替依頼書を提出してください。

固定資産税においては納税義務者や持分の変更をされた場合は、翌年度口座振替が継続しませんので、再度申し込みが必要です。

軽自動車税については、お一人で複数台所有されている場合は、一度の申し込みですべて口座振替となります。車両単位での申し込みはできませんのでご注意ください。

市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）は、口座振替できません。

#### 【※2】口座振替済通知書や領収証書の発行は行いませんので、通帳を記帳してご確認ください。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

## 4 キャッシュレス納付

### ①スマホ決済アプリ

|                |                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用できる<br>市税の種類 | ○市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）<br>○固定資産税・都市計画税<br>○軽自動車税                                                                                                                                                           |
| 利用方法           | 決済アプリを起動し、納付書表面に印字されたeL-QR（エルQRコード）を読み取って納付                                                                                                                                                              |
| 利用できる<br>決済アプリ | <div>地方税お支払サイト</div> をご確認ください<br><a href="https://www.payment.eltax.lta.go.jp">https://www.payment.eltax.lta.go.jp</a>  |
| 手数料            | 利用する決済アプリにより異なります                                                                                                                                                                                        |
| 利用可能金額         |                                                                                                                                                                                                          |
| 利用期限           | 納付書記載の納期限まで                                                                                                                                                                                              |

### ②クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ペイジー払い

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用できる<br>市税の種類 | ○市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）<br>○固定資産税・都市計画税<br>○軽自動車税                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 利用方法           | ①パソコンやスマートフォンから、 <div>地方税お支払サイト</div> にアクセス<br><a href="https://www.payment.eltax.lta.go.jp">https://www.payment.eltax.lta.go.jp</a><br>②eL-QRを読み取るか、eL番号を入力<br>③支払い方法を選択し納付<br>※詳しくは <div>地方税お支払サイト</div> をご確認ください  |
| 利用期限           | 納付書記載の納期限まで                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 注意事項           | クレジットカードでの納付では、税額他に、納付金額に応じてシステム利用料がかかります<br>税額1万円まで37円（税抜）、以降1万円ごとに75円（税抜）<br>ずつ加算されます（地方税お支払サイト内で試算できます）                                                                                                                                                                                            |

※地方税お支払サイトは、令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定です

【注1】領収証書は発行されません。また、納税証明書の発行には1か月以上かかる場合があります。納付後すぐに証明書等を必要とする場合や、領収証書が必要な方は市役所や金融機関窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。

【注2】口座振替制度を利用されている場合は、利用することができません。

【注3】市役所窓口やコンビニエンスストアでは、スマホ決済アプリ提示による納付やクレジットカードでの納付はできません。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

## 5 地方税共通納税システムを利用した納付

インターネットを利用して、自宅や職場のパソコンから電子納税ができるサービスです。金融機関等へのお出かけが不要となり、納付事務の負担軽減になります。

ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカードでの納付に対応しています。

|                        |                                                                                                                                                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利 用 で き る<br>市 税 の 種 類 | <p>○市民税・県民税・森林環境税（退職所得、特別徴収）</p> <p>○入湯税</p> <p>○たばこ税</p> <p>○法人市民税</p> <p>※このほか、一部の都道府県税等も利用できます</p> <p>※全地方公共団体が対応しているため、複数団体への一括納税が可能です</p> |
| 取 扱 金 融 機 関            | <p>各銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関</p> <p>※佐賀市公金取扱金融機関に限りません</p> <p>※eLTAXホームページに一覧が掲載されています。金融機関により対応する納付方法が異なりますので、一覧でご確認ください</p>                     |
| 利 用 方 法                | <p>eLTAXの利用登録が必要です。</p> <p>また、納付方法によりあらかじめ金融機関へインターネットバンキングまたは口座登録の申し込みが必要です。</p> <p>詳細は、eLTAXホームページ内「共通納税」をご確認ください。</p>                       |
| 注 意 事 項                | <p>領収証書は発行されません。</p> <p>納付状況については、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。</p>                                                                            |

eLTAX地方税ポータルシステム ▶ <https://www.eltax.lta.go.jp>



問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

# 自主納税と滞納処分

## 1. 自主納税

市税は、納税者の皆さんが、定められた納期限内に自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税**といい、納税の本来の姿です。

## 2. 市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。

市税を滞納されると、本来納めるべき税額のほかに**督促手数料**や**延滞金**を納めていただくなくてはなりません。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額に次の表の割合を乗じて計算した金額となります。平成11年12月31日以前は本則のとおり、平成12年1月1日以降の延滞金の割合は毎年特例措置が適用されています。直近の延滞金の割合は、次の表のとおりです。

| 適用期間 |                      | 延滞金の割合           |                             |
|------|----------------------|------------------|-----------------------------|
|      |                      | 納期限の翌日から1ヶ月までの期間 | 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付日までの期間 |
| 本則   | 平成11年12月31日以前        | 7.3%             | 14.6%                       |
| 特別措置 | 平成12年1月1日～令和3年12月31日 | 省 略              |                             |
|      | 令和4年1月1日～令和7年12月31日  | 2.4%             | 8.7%                        |
|      | 令和8年1月1日～令和8年12月31日  | 2.8%             | 9.1%                        |

## 3. 滞納処分

市税を滞納されると、まず**督促状**をお送りしています。それでも市税を滞納したままの場合、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するために、やむを得ずその人の財産（給与、預貯金、不動産、生命保険など）を調査・差押え、さらにこれらの財産を換価するなどの**滞納処分**を行います。



## 4. 市税を大切に

市税を滞納すれば納税者にとっても不利益となりますが、佐賀市としても滞納整理のために多大な費用を要します。市税は市民皆さんの財産です。市税を有効に市政に活かすため、**納期限内に納付をお願いします。**

## 市税の猶予制度について

災害等の一定の事由に該当する方で一時に納税することが困難な場合には、市税の猶予制度をご利用いただけることがあります。

猶予制度には、納税者または生計を一にする親族が病気または怪我、災害に遭われた場合などに、納税者の申請により納税を猶予する「徴収の猶予」と、滞納処分を猶予する「申請による換価の猶予」といった制度があります。

### 1. 徴収の猶予

災害や盗難、病気や負傷、事業の休廃止・事業の著しい損失等により、市税を一時に納付することができないときは、納税者の申請により、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められることがあります。

申請にあたっては、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に猶予該当事実を証明することができる書類、担保の提供に関する書類などを添付して、市長へ提出する必要があります。

### 2. 申請による換価の猶予

市税を一時に納付することにより、生活の維持または事業の継続が困難になる場合に、市税の納期限から2か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

申請手続については、徴収の猶予と同様の手続になります。

### ◆猶予が認められると

- (1) 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
- (2) 財産の差押えや換価が猶予されます
- (3) 猶予を受けた市税は、原則として猶予期間内の各月に分割して納付する必要があります

詳しくは納税課へお問い合わせください。

問い合わせ先 納税課 ☎40-7076・☎40-7077

## 市税を誤って納めすぎたときは？

**Q** 勘違いをして、当初送られてきた納付書と督促状の両方で納めてしまったのですが、返してもらえるのでしょうか。

**A** 二重に納められたことを確認後、お返しする手続きをします。ただし、ほかの市税に滞納がある場合は、その市税へ充当します（地方税法第17条の2）。なお、手続きには時間がかかりますので、ご了承ください。

納めるときは納付書の年度、期別等をよく確かめて、納めすぎに注意してください。

## 残高不足で振替されなかったときは？

**Q** 口座振替にしていますが、振替日に通帳の残高が不足していたため、振替されませんでした。今から口座に入金すれば振替されますか。

**A** 再振替は行いません。残高不足等で振替ができなかった方は、後日お送りする「口座振替不能通知書兼納付書」で納付してください。

振替不能にならないように、振替日の前日までに預（貯）金残高の確認をお願いします。

## 金融機関や口座名義人を変更したい場合は？

**Q** 振替に使用する口座を変更したいと思いますが、どうすればよいでしょうか。

**A** Web口座振替受付サービスをご利用いただくか、または新しく振替を開始したい口座のある金融機関へ口座振替依頼書を提出してください。  
【⇒P88】

なお、新しい口座への変更は申し込みを済ませた日の翌月末の振替からとなりますので、ご注意ください。

## 日中に市役所に行けない場合は？

**Q** 納付の相談に行きたいのですが、仕事の都合上日中に市役所に行けません。どうにかならないでしょうか。

**A** 納付の相談を下記日時にも行っていますので、ご利用ください。  
毎週火曜日（17時～19時）※火曜日が祝日の場合は除く

毎月第1日曜日（9時～12時、13時～16時）

※12月29日から1月3日は除く

（場所）市役所本庁南棟3階 納税課（306番窓口）

# 市税に関する不服申立て

## 1. 審査請求

市税の賦課決定や滞納処分等について不服があるときは、市長に対して次の期間内に審査請求をすることができます。

| 処分の内容       | 請 求 期 間                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 市税の賦課決定(更正) | 納税通知書などを受け取った日の翌日から3か月以内                                       |
| 督促          | 督促状を受け取った日の翌日から3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から3か月を経過した日のいずれか早い日 |
| 差 押 え       | 差押通知を受け取った日の翌日から3か月以内、またはその公売期日のいずれか早い日                        |

受付窓口：佐賀市役所 総務法制課

〒840-8501 佐賀市米町1番1号 佐賀市役所中棟2階

☎40-7011 FAX 29-2095

## 2. 固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服があるときは、固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後3か月以内に固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます。

受付窓口：佐賀市固定資産評価審査委員会（事務局：佐賀市役所 市民税課）

〒840-8501 佐賀市米町1番1号 佐賀市役所南棟3階

☎40-7060 FAX 25-5408

## 3. 不服申立て(審査請求・審査の申出)の処理

これらの不服申立て（審査請求・審査の申出）は

- ①内容を審査し、申立に理由が認められれば税額を減額するなどの是正措置がとられます。
- ②不服申立てのできない事項であったり、申立期間を過ぎると却下になります。
- ③また、理由が認められないときは棄却されますが、申立人にとって不利益に変更されることはありません。

# 第4章

## 税の窓口



麦秋

- 市税の証明
- 国税の種類
- 県税の種類
- 市税に関するお問い合わせは
- 佐賀税務署からのお知らせ
- 国税の申告・納税の期限

# 市税の証明

## 1. 主な市税関係の証明等の種類

|         | 種 類                 | 証 明 内 容                                       | 手 数 料                           | 申 請 窓 口              |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 納税関係    | 軽自動車税(種別割)継続検査用納税証明 | 滞納がないことを証明します。<br>【⇒P81】                      | 無 料                             | 市民税課及び各支所市民サービスグループ  |
|         | 納税証明                | 個人市県民税、法人市民税、固定資産税の納付した税額が証明されます。             | 1通につき<br>300円                   | 市民生活課及び各支所市民サービスグループ |
|         | 完納証明                | 市税において滞納がないことを証明します。                          | 1通につき<br>300円                   |                      |
| 市民税関係   | 課税証明                | 個人市県民税の課税額が証明されます。                            | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 所得証明                | 所得の種類・金額が証明されます。                              | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 所得課税証明              | 所得と課税額の両方が証明されます。                             | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 事業所証明               | 佐賀市で法人登録されている事業所の名称・所在地が証明されます。               | 1通につき<br>300円                   |                      |
| 固定資産税関係 | 評価証明                | 物件の所在・地番・地積・床面積・地目・用途・評価額が証明されます。             | 1通につき<br>300円                   | 市民生活課及び各支所市民サービスグループ |
|         | 公課証明                | 評価証明の内容に加え、税相当額が証明されます。                       | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 無資産証明               | 課税台帳に登録されている固定資産がないことが証明されます。                 | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 名寄帳                 | 固定資産課税台帳(名寄帳)の写しであることを証明します。                  | 1通につき<br>300円                   |                      |
|         | 公簿の閲覧               | 固定資産課税台帳(名寄帳)・地番図・路線価の閲覧ができます。<br>(証明ではありません) | 1件につき<br>300円<br>(路線価は)<br>無料です | 資産税課及び各支所市民サービスグループ  |

【注1】 個人市県民税の令和8年度の所得証明（令和7年中の所得の証明）は、令和8年6月から発行しています。

【注2】 使用目的によって必要となる証明が異なりますので、提出先に確認のうえお越しください。



## 2. 証明申請の手続き

市税に関する証明が必要な場合は、下記のものをお持ちになり担当窓口へお越しください。【⇒P102】

なお、市税・資産に関する証明事項は、個人や法人の秘密にかかわることですから、本人以外の方が申請する場合は、委任状がなければ、証明書を発行することはできません。

なお、固定資産課税台帳の縦覧申請及び閲覧申請はP53・P54をご覧ください。

| 証 明  | 窓 口 に 来 る 人     | 必 要 な も の                    |
|------|-----------------|------------------------------|
| 個 人  | 本人又は同一世帯の親族     | 窓口に来る人の本人確認書類                |
|      | 本人又は同一世帯の親族以外の方 | 本人の署名のある委任状<br>窓口に来る人の本人確認書類 |
| 法人名義 | 代表者又は代理人        | 法人印を押印した委任状<br>窓口に来る人の本人確認書類 |

【注1】固定資産に関する証明は、登記上の地番を指定していただくことがあります。また、所有者確認のため必要に応じ登記事項証明書又は戸籍謄本などを提示していただく場合があります。

【注2】納税証明を申請される場合は、金融機関で納付された直後は、収納確認に2週間程度要する場合がありますので、領収証書をお持ちください。

【注3】委任者の方は、委任状の内容を確認の上、委任者本人の直筆で署名してください。

【注4】本人確認書類は、マイナンバーカードや運転免許証など写真付きのものをお持ちください。

### 委任状見本

|                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 《 委 任 状 》                   |                                    |
| 【代理人】                       | 住所 _____<br>氏名 _____               |
| 私は上記のものを代理人と定め、下記の事項を委任します。 |                                    |
| 記                           |                                    |
| 【委任事項】                      | 令和○年度 ○○○○○○証明の交付申請に関する件           |
| 令和○年×月△日                    |                                    |
| 【委任者】                       | 住所 _____<br>氏名 _____<br>生年月日 _____ |



市税関係の証明を、郵送またはオンライン申請で請求する方法もあります【⇒P99】

オンライン申請で取得できるのは、所得課税証明書、納税証明書（本人、最新年度のみ）になります。くわしくは市民税課までお問い合わせください。

市民税課 税証明担当 ☎40-7064

## 証明書のコンビニ交付サービス

### 1. 利用できる方

佐賀市に住民票があり、個人番号カードをお持ちの方で、利用者証明用電子証明書が設定されている方。

### 2. コンビニで取得できる税証明・手数料

| 種 類       | 手数料  | 請求できる範囲   |
|-----------|------|-----------|
| 所得課税証明書   | 250円 | 本人・最新年度のみ |
| 納 税 証 明 書 | 250円 | 本人・最新年度のみ |

※マルチコピー機で取得された証明書の交換及び返金はできませんのでご注意ください。

※手数料が無料となる証明書が必要な場合は、佐賀市役所本庁市民生活課、各支所市民サービスグループ又はエスプラッツ市民サービスセンターの窓口でお受け取りください。（マルチコピー機では手数料は無料になりません）

### 3. コンビニ交付が利用できる店舗・時間

マルチコピー機が設置されている全国の以下のコンビニエンスストア等でご利用いただけます。

- ・セブンイレブン
- ・ローソン（ローソンスストア100 は除く）
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・イオン九州株式会社  
（佐賀市内の利用可能な店舗：イオン佐賀店、イオン佐賀大和店、  
ホームワイド佐賀大和店、マックスバリュ各店）

■利用時間 6：30～23：00

※5月31日、12月29日から1月3日、店舗営業時間外および保守点検時にはご利用いただけません。

### 4. コンビニ交付の利用方法

利用者証明用電子証明書が設定されている個人番号カードを持参し、マルチコピー機のメインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内に従って操作を行ってください。端末操作の際には、登録した暗証番号（4桁の数字）の入力が必要です。

## 所得証明書はこの市町村で取るの？



私は、令和8年4月1日にA市から佐賀市に引っ越しました。令和8年度（令和7年分）の所得証明書は、佐賀市で取れるのでしょうか。



所得証明書は1月1日現在で住所があった市町村でしか発行することができません。

よって、あなたの場合、令和8年1月1日現在はA市に住所がありましたので、令和8年度の所得証明書はA市で取ることになります。

### 郵送で証明書を取る場合

引っ越しをして、佐賀市から遠い所にお住まいの方など、市役所の窓口で証明書を取りに来ることが難しい場合は、郵送で証明書を取ることができます。

#### 送付していただくもの

- ・申請書（右図参照）
- ・手数料（郵便局の定額小為替）【⇒P96】
- ・返信用封筒（あて先を記入して切手を貼付）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードなどの写し）

#### 送付先

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 市民税課 税証明担当

#### 申請書見本

##### 申 請 書

- 必要とする証明書
  - ・種類（〇年度の〇〇証明書）
  - ・通数
  - ・使用目的
- 証明年度の1月1日現在の住所
- 現住所
- 証明書の必要な人の氏名（フリガナ）
- 生年月日
- 電話番号（現在の連絡先）

お引っ越し



# 国税の種類



|        |                  |                   |                                                                   |
|--------|------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 国<br>税 | 直<br>接<br>税      | 所 得 税             | 1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。                                   |
|        |                  | 復興特別所得税           | 東日本大震災の復興財源として個人の各年分(平成25年～令和19年まで)の基準所得税額にかかる税金です。               |
|        |                  | 法 人 税             | 法人の各事業年度の所得に対してかかる税金です。                                           |
|        |                  | 地 方 法 人 税         | 法人の各事業年度の課税標準法人税額にかかる税金です。                                        |
|        |                  | 相 続 税             | 亡くなった人の財産を相続や遺贈によってもらったとき、もらった人にかかる税金です。                          |
|        |                  | 贈 与 税             | 贈与によって財産をもらったとき、もらった人にかかる税金です。                                    |
|        |                  | 特別法人事業税           | 事業を営んでいる法人の所得、付加価値額、資本金等、又は収入にかかる税金です。                            |
|        |                  | 森 林 環 境 税         | 国内に住所を有する個人に対してかかる税金です。                                           |
|        |                  | 防衛特別法人税           | 防衛力の抜本的な強化のために法人の各事業年度の課税標準法人税額にかかる税金です。                          |
|        | 間<br>接<br>税<br>等 | 消 費 税             | 物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。                                        |
|        |                  | 酒 税               | 清酒やビールなどアルコール分1度以上の飲料(いわゆる「お酒」)にかかる税金です。                          |
|        |                  | 国たばこ税<br>国たばこ特別税  | 紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。                                     |
|        |                  | 揮 発 油 税<br>地方揮発油税 | 主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。                                     |
|        |                  | 石 油 ガ ス 税         | 自動車に石油ガス(LPガス)を充てんした人にその重量に応じてかかる税金です。                            |
|        |                  | 石 油 石 炭 税         | 原油、天然ガス、石油製品などにかかる税金です。                                           |
|        |                  | 航空機燃料税            | 航空機燃料に対してかかる税金です。                                                 |
|        |                  | 印 紙 税             | 各種の契約書、領収書、通帳などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。                       |
|        |                  | 登 録 允 許 税         | 不動産、船舶、会社の登記、著作権、実用新案権の登録などをするときにかかる税金です。                         |
|        |                  | 自動車重量税            | 車検を受ける自動車と軽自動車の重量に応じてかかる税金です。                                     |
|        |                  | 電源開発促進税           | 発電施設などの設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかる税金です。                         |
|        |                  | 関 税               | 外国から購入した貨物にその価格や数量に応じてかかる税金です。                                    |
|        |                  | と ん 税<br>特別とん税    | 貿易船が寄港したときにその船長等に船舶の純トン数に応じてかかる税金です。<br>特別とん税は、港所在の市町村に対して譲与されます。 |
|        |                  | 国際観光旅客税           | 日本から出国するときにかかる税金です。                                               |

直接税：所得税や法人税などのように税金を負担する人と納める人が同じである税金です。

間接税：消費税や酒税などのように税金を負担する人と納める人が異なる税金です。

国税についてお知りになりたいことがありましたら、佐賀税務署にお問い合わせください。  
〒840-8611 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎内 ☎32-7511  
(自動音声でご案内しますので、案内に従って、番号をプッシュ又はダイヤルしてください。)

©国税庁ホームページで税に関する情報を提供しています。ぜひご利用ください。

<https://www.nta.go.jp> - 100 -

# 県税の種類

|        |             |                     |                                                                                        |
|--------|-------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 県<br>税 | 普<br>通<br>税 | 県 民 税               | 市民税と同様に個人や法人にかかる税金です。 ※佐賀県森林環境税を含む                                                     |
|        |             | 事 業 税               | 事業を営む個人や法人で、県内に事業所がある場合に、その所得金額(収入金額の場合もあります。)等に応じてかかる税金です。                            |
|        |             | 地 方 消 費 税           | 消費税(国税)と同様に物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。                                                  |
|        |             | 不動産取得税              | 土地や建物を有償、無償を問わずに取得したときにかかる税金です。                                                        |
|        |             | 県 た ば こ 税           | 紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。                                                          |
|        |             | ゴルフ場利用税             | ゴルフ場を利用する人に対して利用日ごとに定額でかかる税金です。                                                        |
|        |             | 自 動 車 税             | 自動車(軽自動車を除く)の所有者に対し、自動車の種類や用途、排気量等に応じて定額でかかる税金です。                                      |
|        |             | 鉱 区 税               | 地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられている人にかかる税金です。                                             |
|        |             | 軽油引取税               | 特約業者または元売業者からの軽油の引き取り等にかかる税金です。                                                        |
|        |             | 核 燃 料 税<br>(法定外普通税) | 発電用原子炉の設置者に対し発電用原子炉に挿入された核燃料の価額、発電用原子炉の熱出力及び5年を超えて貯蔵される使用済核燃料に含まれる核燃料物質の重量に対してかかる税金です。 |
| 県<br>税 | 目<br>的<br>税 | 狩 猟 税               | 狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護などの費用にあてられます。                                                  |
|        |             | 産業廃棄物税<br>(法定外目的税)  | 産業廃棄物を処分場などに搬入したときにかかる税金で、環境施策の費用にあてられます。                                              |

普通税：納められた税金の使いみちがどのような事業の経費にもあてることができる税金です。

目的税：その使いみちが特定の目的または事業に必要な経費にあてよう定められている税金です。

県税についてお知りになりたいことがありましたら、**県税事務所**にお問合せください。

佐賀県税事務所 〒840-0826 佐賀市白山2丁目6番33号 永池本店ビル1階

☎30-3161~3165、3168、3181

# 市税に関するお問い合わせは

## ◎個人市県民税、法人市県民税、軽自動車税、入湯税、市たばこ税及び市税の還付に関すること

| 担当課     | お問い合わせの内容                                    | 担当係及び連絡先 |         |
|---------|----------------------------------------------|----------|---------|
| 市 民 税 課 | ○税の制度等に関すること<br>○市税の還付に関すること<br>○市たばこ税に関すること | 庶務税制係    | 40-7060 |
|         | ○個人の市県民税に関すること<br>○給与・年金引き去りの市県民税に関すること      | 個人市県民税係  | 40-7062 |
|         | ○法人市県民税に関すること<br>○入湯税に関すること                  | 諸 税 係    | 40-7063 |
|         | ○軽自動車税に関すること                                 |          | 40-7064 |

## ◎固定資産税、都市計画税に関すること

| 担当課     | お問い合わせの内容             | 担当係及び連絡先 |         |
|---------|-----------------------|----------|---------|
| 資 産 税 課 | ○土地の固定資産税、都市計画税に関すること | 土地係      | 40-7070 |
|         | ○家屋の固定資産税、都市計画税に関すること | 家屋係      | 40-7071 |
|         | ○償却資産の固定資産税に関すること     | 償却資産係    | 40-7073 |

## ◎市税の納税に関すること

| 担当課           | お問い合わせの内容                      | 担当係及び連絡先 |                    |
|---------------|--------------------------------|----------|--------------------|
| 納 税 課         | ○市税の収納に関すること<br>○口座振替に関すること    | 収納係      | 40-7075            |
|               | ○督促状・納付相談に関すること<br>○滞納処分に関すること | 整理係      | 40-7076<br>40-7077 |
| 各支所市民サービスグループ | ○市税の納付に関すること※                  | ※下記参照    | ※下記参照              |

※過年度分の納付は、本庁・納税課までご連絡ください。支所で再交付できる納付書は、現年度分に限りです

## ◎市税の証明に関すること

| 担当課                               | お問い合わせの内容        | 担当係及び連絡先                |                             |
|-----------------------------------|------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 市民生活課<br>市 民 税 課<br>各支所市民サービスグループ | ○市税証明の窓口発行に関すること | 窓 口 係<br>諸 税 係<br>※下記参照 | 40-7081<br>40-7064<br>※下記参照 |
| 市 民 税 課                           | ○市税証明の郵送請求に関すること | 諸 税 係                   | 40-7064                     |

## ※各支所連絡先

| 担 当 課           | 連 絡 先        |
|-----------------|--------------|
| 諸富支所市民サービスグループ  | 47-2133      |
| 大和支所市民サービスグループ  | 62-1113      |
| 富士支所市民サービスグループ  | 58-2113      |
| 三瀬支所市民サービスグループ  | 56-2111 (代表) |
| 川副支所市民サービスグループ  | 45-8911      |
| 東与賀支所市民サービスグループ | 45-1023      |
| 久保田支所市民サービスグループ | 68-3137      |

# 佐賀税務署からのお知らせ

## 国税に関するご質問・ご相談は、 国税庁ホームページで解決！



### ①チャットボット(ふたば)に質問する

チャットボット(ふたば)では、次の方法で質問すると、AI(人工知能)が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力

チャットボット  
はこちらから



### ②タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す(質問形式による検索)
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる

タックスアンサー  
はこちらから



## 使ってみると便利です！ キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ① 自宅やオフィスから納付可能！
- ② PCやスマホで簡単手続き！
- ③ 現金の準備が不要！

| キャッシュレス納付の種類              | 対象税目                                 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ダイレクト納付<br>(e-Taxによる口座振替) | 全税目                                  |
| インターネットバンキングによる納付         | 全税目                                  |
| 振替納税                      | 申告所得税及び復興特別所得税<br>消費税及び地方消費税(個人の方のみ) |
| クレジットカード納付・スマホアプリ納付       | 全税目                                  |

詳しくは、国税庁HP納税に関する総合案内をご覧ください。



# 国税の申告・納税の期限

## 主な国税の申告期限と納期限

| 税金の種類                                     | 申告期限及び納期限                                                                                |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>所得税及び復興特別所得税（令和8年分）</b>                |                                                                                          |
| 予定納税                                      | 納期限：第1期分 令和8年7月31日(金)<br>第2期分 令和8年11月30日(月)                                              |
| 確定申告                                      | 申告期限及び納期限：令和9年3月15日(月)<br>注1：申告書の受付は、令和9年2月16日(火)からです<br>注2：還付申告書は、令和9年1月1日以降提出することができます |
| 贈与税（令和8年分）                                | 申告期限及び納期限：令和9年3月15日(月)<br>注3：申告書の受付は、令和9年2月1日(月)からです。                                    |
| <b>消費税及び地方消費税</b>                         |                                                                                          |
| 個人事業者の<br>令和8年分確定申告                       | 申告期限及び納期限<br>：令和9年3月31日（水）                                                               |
| 法人の確定申告                                   | 申告期限及び納期限<br>：事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)                                                     |
| 課税期間の短縮を選択<br>した個人事業者又は<br>法人の確定申告        | 申告期限及び納期限<br>：短縮した各課税期間終了後2か月以内(※1)(※2)                                                  |
| 法人税                                       | 申告期限及び納期限<br>：事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)                                                     |
| <b>源泉所得税及び復興特別所得税</b>                     |                                                                                          |
| 納期の特例の承認を<br>受けていない場合                     | 納期限：源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日<br>(※1)(※3)                                                 |
| 納期の特例の承認を<br>受けている場合<br>(給与など特定の所得に限ります。) | 納期限：令和8年1月～令和8年6月支払分 令和8年7月10日(金)<br>令和8年7月～令和8年12月支払分 令和9年1月20日(水)                      |
| 相続税                                       | 申告期限及び納期限<br>：相続の開始があったことを知った日の翌日から<br>10か月以内(※1)                                        |

※1：申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります

※2：個人事業者の場合、12月を含む課税期間については、令和9年3月31日（水）までとなります

※3：非居住者又は外国法人に対し国外において国内源泉所得を支払った場合の源泉所得税等の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされるなど、一定の場合には例外があります

# みんなの市税

わかりやすい市税ガイド

令和8年度版

発行 佐賀市

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

編集 市民生活部

市民税課

資産税課

納税課



栄の国まつり